

美濃市人権施策推進指針 (第3次)

平成29年3月

美 濃 市

はじめに

21世紀は「人権の世紀」ともいわれ、すべての人々の人権が尊重され、平和で豊かな社会を実現するために、国内社会はもとより、国際社会においても多くの取り組みがなされています。

本市におきましても、すべての人々の人権が尊重され、相互に共存する平和で豊かな社会を実現するため、平成19年に「美濃市人権施策推進指針」を策定し、平成24年には改定を行い、関連計画との連携を図りながら人権教育・啓発に関する施策を推進してきました。



しかし、地域社会におけるコミュニケーションの不足や人間関係の希薄化などにより、お互いを思いやり、慈しむ心が薄れる傾向が見受けられます。また、子どもや高齢者への虐待、女性への暴力、学校でのいじめ問題、インターネット上での差別や中傷など、悲しい出来事に触れる機会が多くあります。

人権問題は複雑・多様化するとともに、東日本大震災及びそれに伴う福島第一原子力発電所の事故により避難された方々への人権の配慮等の新たな課題も生じています。

また、中学校を卒業した15歳以上の方1,000人をお願いをしました「人権に関する市民意識調査」では、親による虐待やいじめやなどの子どもの人権や、近年急速に発達したインターネット等による人権問題について関心が高いことが示されています。

こうした結果や社会情勢の変化を踏まえ、現行の指針を継続・発展させ、「美濃市人権施策推進指針（第3次）」を策定（改定）いたしました。本指針の基本理念である「市民一人ひとりの人権が尊重される社会」の実現し、「笑顔あふれる元気な美濃市」を目指して、関係団体と連携を図るとともに、市民の皆さまの参画と協働による取り組みのもと、人権施策を計画的かつ効果的に進めてまいります。

結びに、本指針の策定にあたり、それぞれのお立場から貴重なご意見や提言をいただきました皆さま、意識調査等にご協力をいただきました皆さまにお礼を申し上げますとともに、人権が尊重される心豊かな美濃市をつくるために、皆さまの一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成29年3月

美濃市長 武藤鉄弘

目 次

第1章 指針策定の背景と経緯

1 指針策定の趣旨	1
2 世界の動き	2
(1) 人権に関する国際的な動き	2
3 国内の動き	4
(1) 人権に関する国の取り組み	4
(2) 人権に関する県の取り組み	5

第2章 指針の基本的な考え方

1 指針の性格	6
2 基本理念	7
3 指針の実施期間	8

第3章 人権施策の推進方向

1 人権教育・啓発の推進方向	9
(1) 人権教育の推進	9
(2) 人権啓発の推進	11
(3) 人権に関わりの深い分野の業務に従事する者に対する教育・啓発	13
2 分野別施策の方向	14
(1) 女性の人権	14
(2) 子どもの人権	17
(3) 高齢者の人権	20
(4) 障がい者の人権	23
(5) 同和問題	26
(6) アイヌの人々の人権	29
(7) 外国人の人権	31
(8) HIV感染者・ハンセン病患者等の人権	33
(9) 刑を終えて出所した人の人権	35
(10) 犯罪被害者等の人権	36
(11) インターネットによる人権侵害	38
(12) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権	40
(13) ホームレスの人権	41
(14) 性的指向における少数者の人権	43

(15) 性同一性障がい者の人権	45
(16) 人身取引の被害者の人権	46
(17) 地震等震災に起因する人権問題	46

第4章 施策の推進にあたって

1 推進体制と進捗管理	47
2 関係機関との連携	47
3 人権に関する職業従事者に対する研修等の推進	47
4 社会の変化に対応した啓発の推進	48

参考資料

1 美濃市人権に関する市民意識調査の概要	49
2 美濃市人権施策推進指針策定委員会設置要綱	50
3 美濃市人権施策推進指針策定委員会委員名簿	51
4 人権関連年表	52
5 関連法規等	59
6 用語解説	68

第 1 章

指針策定の背景と経緯

1 指針策定の趣旨

人権とは、「すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、その尊厳と権利について平等である」と「世界人権宣言」にうたわれており、「日本国憲法」においても、基本的人権[※]の享有と法の下に平等が保障されるなど、誰もが生まれながらに持っている権利と考えられています。また、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」では、「人権とは、人間の尊厳に基づいて、各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人びとが個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かせることのできない権利である」と述べられています。

しかし、人権に関する現状をみると、人権問題は多様化しており、人命を軽視した殺人事件の発生、いじめ、家庭内における虐待・暴力、ネット上の匿名性を悪用した人権侵害、人権を無視した雇用問題や、無意識の人権侵害などいわゆる人権尊重[※]の理念が欠如している実態があります。

本市では、2007年（平成19年）3月に「美濃市人権施策[※]推進指針」を策定、2012年（平成24年）3月に「美濃市人権施策推進指針（第2次）」を策定（改定）し、「市民一人ひとりの人権が尊重される社会」の実現に向けて、関連計画と連携を図りながら人権教育・啓発に関する施策を推進してきました。

こうした経過を踏まえて、本市では人権尊重社会の実現に向けた本市の基本的な考え、各分野の現状と課題、それに対する施策などを明らかにし、人権に関する施策を総合的かつ効果的に推進していくために、新たな「美濃市人権施策推進指針（第3次）」を策定（改定）するものです。

※基本的人権：

すべての人間が人間であるかぎりにおいてもっている権利。

※人権尊重：

自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合うこと。

※人権施策：

人権に関する実行すべき計画のこと。

2 世界の動き

(1) 人権に関する国際的な動き ●●●●●●●●●●

国際社会は、1948年（昭和23年）、国連の第3回総会において、「世界人権宣言」を採択して以来、人権に関する数多くの国際規範を採択するなど、人権と平和が尊重される社会の実現に向けて活動を展開してきました。しかしながら、冷戦時代の終了後も、人種、民族、宗教等の対立に起因する地域紛争、また、テロや迫害により尊い人命が奪われていることから、1994年（平成6年）の総会において、「世界人権宣言」の意義を再確認するとともに、1995年（平成7年）から2004年（平成16年）までの10年間は「人権教育のための国連10年」とすることが決議され、各国において国内行動計画の策定を求めるなど世界的な規模で活動が展開されてきました。

「人権教育のための国連10年」は、2004年（平成16年）12月末で終了を迎えましたが、国連は、2004年（平成16年）12月の総会で、世界各地で引き続き人権教育を積極的に推進していくことを目的に、「人権教育のための世界計画」の開始を採択しました。さらにそれを受け、「初等・中等教育制度」に焦点をあてた取り組み段階、「高等教育制度」と「あらゆるレベルにおける教員、教育者、公務員等の人権研修」に重点を置いた取り組み段階を経てきました。さらに、2015年（平成27年）1月から2019年（平成31年）12月までの段階では、最初の2つの段階の実施を強化し、メディア専門家及びジャーナリストへの人権研修を促進することを重点に置いた取り組みが進められています。

このほか、国連では2003年（平成15年）から2012年（平成24年）までを「国連識字の10年」として取り組むほか、持続可能な共生社会^{*}を作っていくために、2005年（平成17年）から2014年（平成26年）までを、自然環境問題はもとより、経済や政治に関する法や制度の改善などとともに、貧困や人権、女性差別、戦争・紛争など、さまざまな課題に向きあい解決していく力を育むための「国連持続可能な開発のための教育の10年」を採択し、各地で取り組みを進めることとしました。「世界中の人びとや将来の世代までもが安心して暮らせる社会」を実現するために、地球温暖化や酸性雨などの「環境問題」、人権侵害や異文化間の衝突などの「社会的問題」、貧富格差をはじめとする「経済的な問題」等の解決が不可欠であるとされています。これらの問題の解決には民族や国境の壁を乗り越え、人びとが互いの価値観や人権を尊重する意識や感覚を育てていくことが重要とうたわれています。

※共生社会：

障がいの有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重しあう社会のことをいいます。

このように、国連では、重要な人権課題についての集中的な取り組みとして、「国際の10年」や「国際年」といった取り組み、12月10日の「人権デー」といった「国際デー」などの活動が展開されています。また、開発や安全保障と並んで人権を重要分野の一つとして取り上げており、2006年（平成18年）6月に、人権委員会を一つの委員会から理事会に格上げし、人権と基本的自由の保護・促進及びそのための加盟国への勧告や、大規模かつ組織的な侵害を含む人権侵害状況への対処及び勧告など、人権に関する取り組みの充実を図っています。

さらに、2008年（平成20年）12月には、「世界人権宣言」の60周年を記念して、「人権の普遍性、不可分性、相互依存性を確認し、人権の完全な実現に向けて取り組むことを再確認する宣言」を採択しました。2011年（平成23年）12月の国連総会において、すべてのステークホルダー（利害関係者）による協同の取り組みを通じて、人権教育と研修に対するあらゆる取り組みを強化するべきという強力なメッセージである「人権教育及び研修に関する国連宣言」が採択されました。

国際的な動向	
1948年（昭和23年）	「世界人権宣言」採択
1965年（昭和40年）	「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」採択
1966年（昭和41年）	「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」採択
	「市民的及び政治的権利に関する国際規約」採択
1979年（昭和54年）	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」採択
1989年（平成元年）	「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」採択
1995年（平成7年） ～2004年（平成16年）	「人権教育のための国連10年」
2004年（平成16年）	「人権教育のための世界計画」採択
2010年（平成22年）	「人権教育のための世界計画」第二段階に移行
2011年（平成23年）	「人権教育及び研修に関する国連宣言」採択
2015年（平成27年）	「人権教育のための世界計画」第三段階に移行

3 国内の動き

(1) 人権に関する国の取り組み ●●●●●●●●●●

日本国内においては、国連において採択された国際人権規約をはじめとした人権関係諸条約を締結し、その趣旨に基づいて国内法を整備するなど、国際社会の一員としての役割を果たすとともに、「日本国憲法」や「教育基本法」に基づき、世界平和と人類の福祉の実現に向けた人権意識の高揚を図る取り組みを推進してきました。

同和問題のほか、女性や障がいのある人などの多様性（ダイバーシティ）に対する人権問題などについて、国際的な動きと連動して男女共同参画社会の実現やバリアフリー※に向けた取り組みなどが行われてきました。

しかし、国内の人権に関する取り組みは十分とはいえず、国連などの関係機関から、人権に関わる懸念事項について勧告を受ける中、1997年（平成9年）7月に、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画が策定され、人権教育の取り組みが進められてきました。

また、「人権擁護施策推進法」が1997年（平成9年）3月に施行され、その後、人権教育・啓発のより一層の推進を図るため、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が2000年（平成12年）12月に施行され、人権教育・啓発の理念、国・地方公共団体・国民の責務※を明らかにした基本計画の策定や年次報告等の内容が盛り込まれました。

この法律に基づく「人権教育・啓発に関する基本計画」が、2002年（平成14年）3月に策定され、この基本計画に基づき、国は人権教育の指導方法等のあり方を中心に検討を行い、2008年（平成20年）3月までに3次にわたって「人権教育の指導方法等の在り方について」が取りまとめられました。また、2011年（平成23年）4月には、基本計画に、「北朝鮮当局による拉致問題など」に関する事項が追加されました。

近年では、子ども、高齢者、障がいのある人に対する虐待防止のための法律、「障害者基本法」が2004年（平成16年）に改正、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が2016年（平成28年）に施行されました。また、「いじめ防止対策推進法」が2013年（平成25年）に、「子どもの貧困対策の推進に関する法律（子どもの貧困対策法）」が2014年（平成26年）に、「部落差別解消の推進に関する法律」が2016年（平成28年）に施行されるなど、さまざまな人権問題にかかわる新しい制度や枠組みの整備が進んでいます。

※バリアフリー：

もともとは建築用語で、建物内の段差解消等物理的障壁の除去という意味ですが、より広く、障がい者や高齢者等の社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味で用いられています。

※国民の責務：

国民に対して一定の知識又は行動を求めるとともに、国及び地方公共団体が行う施策に協力することを求めること。

(2) 人権に関する県の取り組み ●●●●●●●●●●

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」で定められた地方公共団体の責務として、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する」(第5条)とされています。

岐阜県においても、1998年(平成10年)に庁内の人権関係部局が連携・協力し、人権施策について総合的かつ効果的に推進することを目的とした「岐阜県人権啓発活動連絡協議会」が設置されました。

2000年(平成12年)には、人権尊重意識を広く県民に普及し、様々な人権に関する問題への取り組みを推進するため、「岐阜県人権啓発センター」が設置されました。

そして、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画等で示された基本的考え方の趣旨を踏まえ、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条において規定されている地方公共団体の責務に基づき、「岐阜県人権施策推進指針」が2003年(平成15年)3月に策定されました。この指針によって、岐阜県が進める人権教育・啓発について、その現状と課題及び具体的施策の方向性を明らかにし、人権尊重の意識を高めるための総合的な取り組みを行っています。

2005年(平成17年)5月には、これまでの「岐阜県人権啓発連絡協議会」を改組・拡充し、岐阜県の人権課題全般について総合的に審議する機関として、県民を代表する有識者などで構成される「岐阜県人権懇話会」を設置し、人権施策を推進しています。

2008年(平成20年)3月には、DVや子どもへの虐待、学校等でのいじめ、インターネットによる人権侵害など、新たな人権問題に対応するため「岐阜県人権施策推進指針」の第一次改定が行われました。

また、2009年(平成21年)3月に平成21年度から10年間の県政の方向性を定め、策定された岐阜県の長期構想を踏まえるとともに、分野別施策については、県の各分野と連携を取りながら、施策を進めてきました。こうした中、2011年(平成23年)3月11日に発生した東日本大震災において示された多くの国民の行動力は、「人を思いやる心」、「人と人とのつながりの大切さ」に改めて気づききっかけとなり、日々の生活において心の豊かさがより重視されるようになりました。

2013年(平成25年)3月に、「岐阜県人権施策推進指針」の第二次改定がなされ、県民一人ひとりが「よく生き合う*力」をはぐくむことのできる人権教育・人権啓発の推進が図られています。

※よく生き合う：

このことばは、「相手とまっすぐ向き合う」「呼べば答える『呼応の関係』」という考え方を表します。人はひとりで生きているわけではありません。生き合う中で生きる力をもらっているということです。

第2章

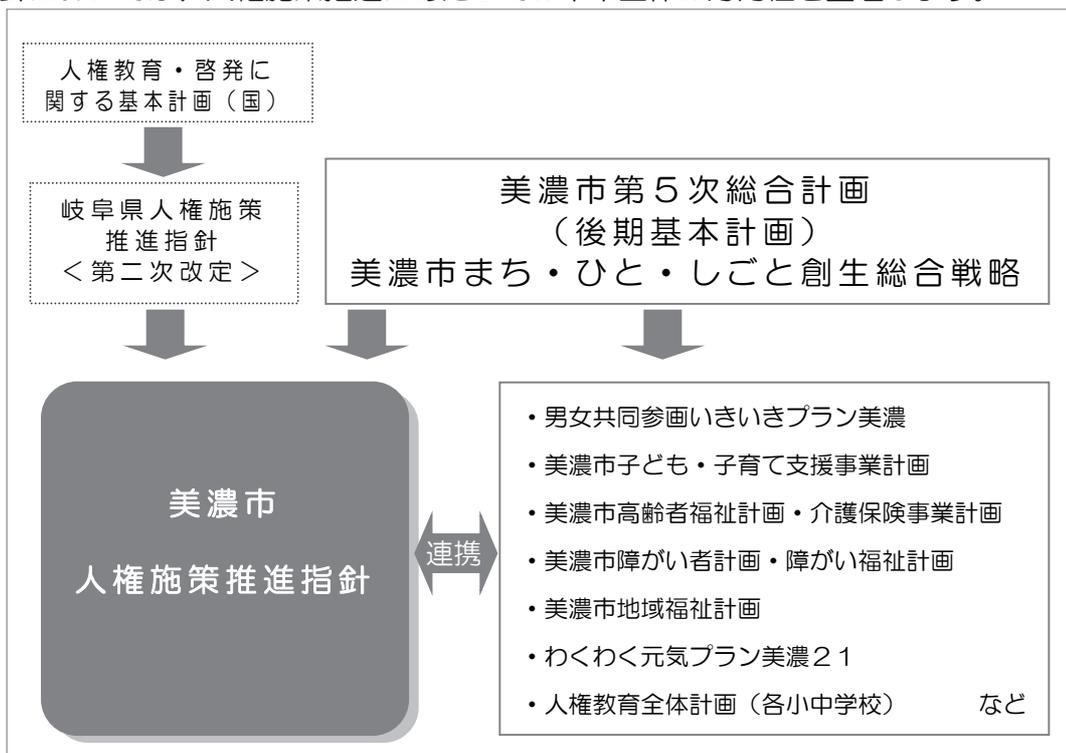
指針の基本的な考え方

1 指針の性格

本指針は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第7条の規定に基づき、国が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」及び「岐阜県人権施策推進指針」の趣旨を本市の人権施策に反映させ、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的としています。

美濃市における人権施策は、「美濃市第5次総合計画」のもとに、個別分野ごとの計画において具体的な取り組みが推進されています。本指針の役割は個別計画において組み込まれている施策を横断的につなげ、人権施策の取り組みを全庁的に推進していくことにあります。

そのため個別分野における具体的な取り組みについては、各個別計画において整理し、本指針においては、人権施策推進にあたっての本市全体の方向性を整理します。



2 基本理念

「人権」とは、すべての人間が、人間の尊厳に基づいてもっている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために、欠くことのできない権利です。

そうした「人々の生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」・「人間の尊厳に基づく固有の権利」である人権は、すべての人に保障されなくてはなりません。

自分の人権を主張するだけでは、他人の人権を侵害する場合もあり、一人ひとりがお互いの違いを認めあい、自らの権利を知り、それと同時に他人の権利も等しく尊重する環境を育てていかなければなりません。

互いの権利を認めあう環境をつくることで、誰もがその人らしく生きることができるようになります。互いを思いやりながらも、自分らしい暮らしを誰もが営んでいくことで、地域の中で互いを支えあう共生のまちが生まれます。

市民一人ひとりが基本的人権を尊重し、自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使にともなう責任を自覚して、人権を相互に尊重しあう人権尊重の意識が根づいた地域社会の構築をめざし、以下の基本理念を設定します。

【基本理念】

市民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現

3 指針の実施期間

本指針の推進期間は、平成 29 年度を初年度として、平成 33 年度までの5年間とします。また、推進期間内においても、施策の検証・市民意識の変化・社会情勢等に応じて弾力的に見直すものとします。

2012 年 H24 年度	2013 年 H25 年度	2014 年 H26 年度	2015 年 H27 年度	2016 年 H28 年度	2017 年 H29 年度	2018 年 H30 年度	2019 年 H31 年度	2020 年 H32 年度	2021 年 H33 年度
美濃市人権施策推進指針（第2次）									
					美濃市人権施策推進指針（第3次）				

第 3 章

人権施策の推進方向

1 人権教育・啓発の推進方向

(1) 人権教育の推進 ●●●●●●●●●●

生涯にわたって豊かな人権感覚*を養う上で、社会の基礎的単位である家庭や、最も身近な社会集団である地域は、重要な役割を持っています。

また、人格形成に大きな影響のある学齢期において、人権尊重のための教育の中心的役割を担う幼稚園・保育園、小・中学校などにおける教育（保育）は大変重要となります。

本市においては、生命・身体の安全に関わる事象や、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、障がいによる不当な差別その他の人権侵害をなくし、人権尊重の精神が普遍的な文化として市民に定着し、人権が保障される市を構築できるよう取り組んでいます。

しかし、美濃市人権に関する市民意識調査において、この5年間で市民の人権意識の変化をみると、「以前と変わらない」の割合が約5割となっています。

そのために、学校教育や社会教育を通じて、学校・家庭・地域社会における良好な人間関係を構築し、社会での規範意識の向上が図れるよう、発達段階に応じた人権教育を効果的に進めていく必要があります。

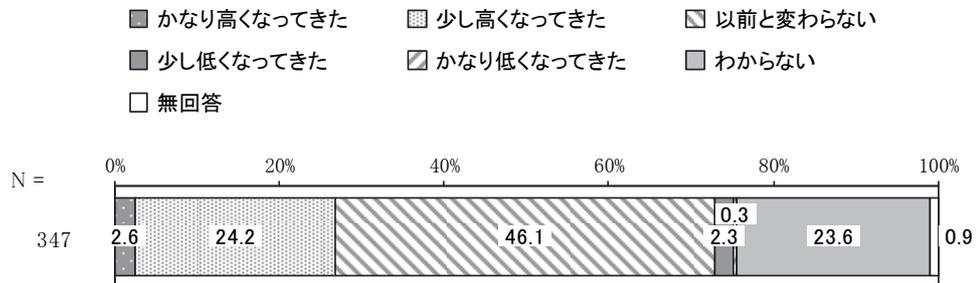
学校教育では、教育活動全体を通じて、幼児・児童・生徒・学生が社会生活を営むうえで必要な知識・技能や態度を身につけることにより、人権尊重の精神を養っていく必要があります。

社会教育においては、生涯学習の視点に立って、幼児から高齢者に至るそれぞれのライフステージにおけるあらゆる機会に、人権に関する学習の一層の充実を図っていく必要があります。また、この人権に関する学習では、単に人権問題を知識として学ぶだけではなく、日常生活において態度や行動に現れるような人権感覚を養っていくことが求められます。

※人権感覚：

国の「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成 23 年 4 月 1 日閣議決定（変更））第 4 章で、「日常生活の中で人権上問題のあるような出来事に接した際に、直感的にその出来事がおかしいと思う感性や、日常生活の中で、人権尊重を基本においた行動が無意識のうちに、その態度や行動に現れるような感覚」を「人権感覚」と言っています。

図 市民の人権意識について、この5年間での変化について



資料：美濃市人権に関する市民意識調査（平成28年度実施）

【施策の方向】

1 学校教育における人権教育の推進

- 幼児・児童・生徒が発達段階に応じ、すべての教育を通じて、人権尊重の意識を高め、主体的に人権問題に取り組むことができる力を育むとともに、一人ひとりを大切にする教育を推進します。
- 効果的な教育実践や学習教材などについての情報収集や調査研究に努め、人権教育の指導方法の改善を図ります。
- 各学校が人権の視点に立った教育指導や学校運営に努めるとともに、研修等を通じて教職員の資質向上を図り、人権尊重の理念などについての十分な認識や指導力を持った人材の育成に努めます。
- 豊かな人間性や社会性を育むため、社会教育と連携を図り、ボランティア活動などの多様な体験活動や高齢者・障がいのある人などとの様々な交流の機会の充実を図るなど、家庭・地域と一体となった人権教育を推進します。

2 社会教育における人権教育の推進

- 生涯学習の視点に立って、あらゆる機会における人権に関する学習を一層充実させるとともに、社会教育施設を活用して、学校や社会教育関係団体等と連携を図り、人権に関する多様な学習機会を提供します。
- 家庭教育学級等を通じて、親子ともに人権感覚が身につくような学習機会の充実や情報提供により、家庭教育を支援します。
- 人権教育活動を効果あるものにするために、地域社会において人権教育を推進する指導者の養成など社会教育における指導体制の充実に努めます。

(2) 人権啓発の推進 ●●●●●●●●●●

人権啓発とは、「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、およびそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く）」のことであり、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるようにすること」（人権教育・啓発推進法）を目的としています。

具体的な目的としては、「人権とは何か」・「人権の尊重とはどういうことか」・「人権が侵害された場合に、これを排除し、救済するための制度がどのようになっているか」等について、正しい認識を持つこと及び、それらの認識が日常生活の中で、態度面・行動面等において確実に根付くようにすることです。

また、社会を取り巻く状況として、国際化や情報化の進展などが今まで以上に重要視されてきているなど、様々な人権問題があるなかで、その内容や実施方法については、市民の理解と共感が得られるものであることが必要です。

例えば、人権に関わる法令などの基本的な知識の習得を図る啓発、それぞれの分野の人権課題について認識を深める啓発、生命の尊さ・大切さを真に実感できるような啓発、一人ひとりがそれぞれの違いを認めあい、尊重しあうことが大切であることを訴えかける啓発などが重要となります。

本市においては、「美濃市の学校人権教育を推進するための全体構想」に基づき、各学校ごとに人権教育全体計画を毎年作成し、各校の特徴に応じた人権教育が推進されています。

社会教育の場においては、幼児から高齢者に至るそれぞれのライフステージに応じて人権意識を高めていけるよう、公民館・美濃会館をはじめとした社会教育施設を活用した学習機会を提供しています。

市民一人ひとりが、人権問題を自分のこととして捉え、人権尊重の理念を日常生活の中で、自覚でき定着するように、人権感覚を育める人権啓発を今後も効果的に行っていく必要があります。

そのため、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者等、刑を終えて出所した人、犯罪被害者やその家族、インターネットによる人権侵害、北朝鮮当局による拉致問題、ホームレスの方々、性的指向における少数者、性同一性障がい者、人身取引の被害者、災害時における人権への配慮を、重点的に取り組むべき分野別人権課題として施策を展開します。

【施策の方向】

1 市民への啓発

- 人権を尊重する市民意識の高揚を図るため、広報やホームページ、情報誌など各種媒体を活用し、全市民に対して人権啓発を推進します。
- 人権を尊重する市民意識の形成を図るため、市民自らが人権問題を考えるきっかけづくりの場となる講演会やパネル展示、講座などの開催を進めます。
- 市民及び職員などが人権についての理解を深めるため、人権に関する小冊子・図書などの充実を図ります。

2 企業等への啓発

- 商工会議所・ハローワーク等の関係機関と連携し、企業の方の研修会などへの参加を促進します。また、企業等における人材の採用あたっては、個人の能力と適性に基づく公正な採用選考の確立を図るため、商工会議所・ハローワーク等と連携し、周知徹底に努めます。
- 企業等が行う社員教育や研修活動等と連携を深めるなど、企業や民間団体が「人権尊重のまちづくり」の担い手として取り組むことができる環境整備に取り組みます。

(3) 人権に関わりの深い分野の業務に従事する者に対する教育・啓発 ●●

人権教育や啓発を通じて市民の人権意識の高揚を図るためには、まず人権に関わりの深い特定の職業に従事する者（行政職員、教職員、消防職員、医療・福祉関係職員など）が自らの人権意識を高め、常に人権尊重の視点に立って職務を遂行していくことが重要です。

このため、各種研修によって、人権に関わりの深い特定の職業に従事する者に対する人権教育・啓発の充実・強化を図る必要があります。

【施策の方向】

1 各種研修の実施

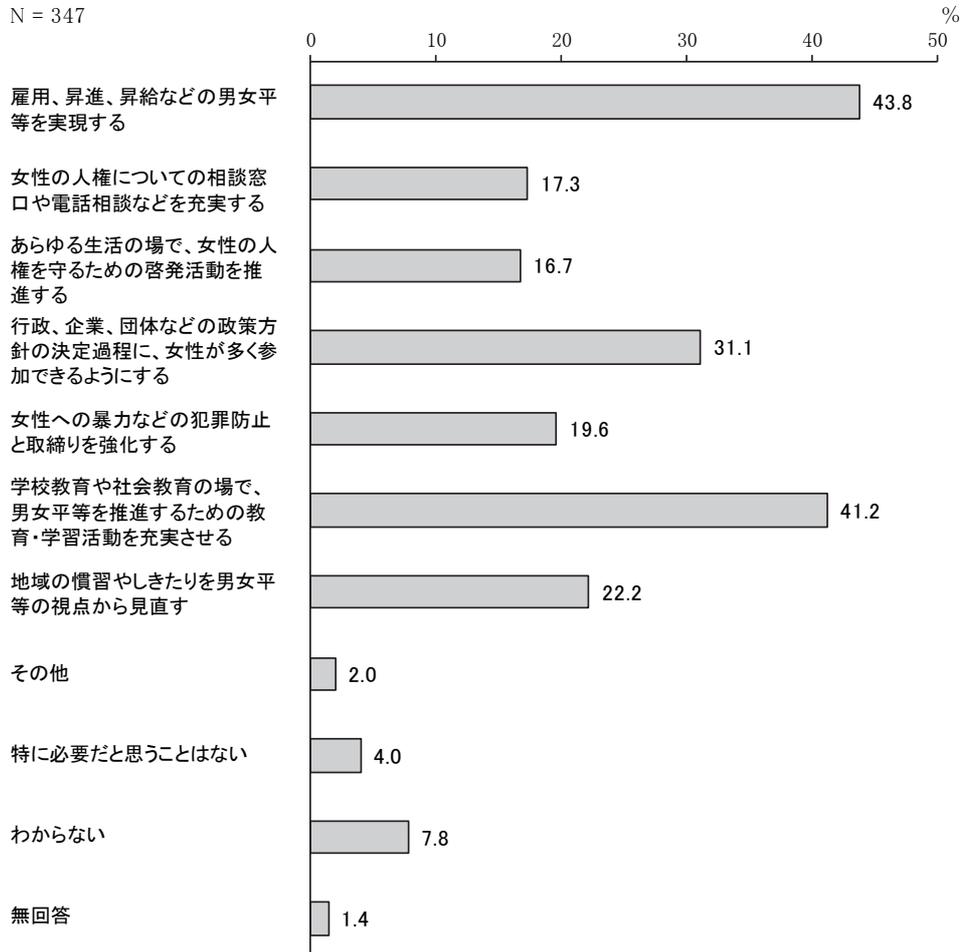
- 行政職員、教職員、消防職員、医療・福祉関係職員など、それぞれの職場に応じて人権尊重の理念に基づき日常の職務を遂行できるよう、また、市民の模範、地域の指導者となるべき職員の人権感覚を養成できるよう、研修や学習機会の充実を図ります。

2 個人情報保護に関する啓発

- 地方行政を遂行するにあたり、市民からの申請や届出などにより多くの個人情報が収集、利用、蓄積されています。これらの情報の管理に関しては、職員に対して地方公務員法に規定されている「守秘義務」が課せられ、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないことになっています。実際の情報管理については、職員一人ひとりが個人情報の重要性について自覚し、正しく認識するため、また、個人情報保護制度の周知徹底のためにも、一層の研修や啓発に努めます。

図 女性の人権を守るために必要なこと

N = 347



資料：美濃市人権に関する市民意識調査（平成 28 年度実施）

【施策の方向】

1 男女がともに働きやすい環境の整備

- 性別に関わらず、家庭、職場、地域、学校その他あらゆる意思決定の場で、一人ひとりの自立した活動への支援を行い、女性のエンパワーメント*の拡大を進めます。
- 労働条件等に関する間接差別の禁止、妊娠・出産等を理由とする不利益な扱い（マタハラ）の禁止など、均等な扱いについて企業・職場等への周知を徹底し、女性もその能力や技術を存分に活かすことができる職場環境づくりを進めます。
- 仕事をしながら自己啓発や健康維持、家庭責任を担うことができるように、働き方の見直しや両立支援などを推進して、ワーク・ライフ・バランス*社会をめざします。

2 男女共同参画社会への意識づくり

- 男女共同参画社会への意識づくりとして、だれもが人格を尊重し、性への理解を深め、ジェンダー*に基づく偏見や制度・慣行を見直していくことや性を尊重する教育・学習を進めます。
- 家庭、職場、地域における固定的な性別役割分担意識をなくすこと、とりわけ男性の意識改革を求めて、様々なメディアを利用した啓発を進めます。

3 とともに生きる社会環境の整備

- 女性に対するあらゆる暴力の防止を強化するよう、相談窓口の周知を図ります。また、暴力被害者の保護・自立の支援に努めます。
- 子育て、介護は、男女が共同して担っていくという意識を広めます。また、仕事と子育て、介護の両立を支援する体制の充実に努めます。
- リプロダクティブ・ヘルス/ライツ*の考え方の普及を図ります。そのために、各種検診、予防対策の強化、メンタル面の相談充実などに努めます。

※エンパワーメント：

力をつけることを意味します。個人が政治・経済・社会・家庭など社会のあらゆる分野で、自分で意志決定し、行動できる能力を身につけることが重要であるという考え方です。

※ワーク・ライフ・バランス：

ワーク・ライフ・バランス（Work Life Balance）は、1980年代から米国で始まった、従業員がやりがいある仕事と、充実した私生活を両立できるようにする企業の取り組みのことをいいます。働く母親はもちろん、全ての従業員を対象としています。企業は、育児・介護への援助制度をはじめ、柔軟で多様な就業形態や労働時間の導入などを行うことで、すべての従業員の仕事と生活の調和に関する要望に応えながら、優秀な人材の確保と定着、生産性、業績の向上等をめざすことができます。

※ジェンダー：

人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」（ジェンダー／gender）といいます。「社会的性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

※リプロダクティブ・ヘルス／ライツ：

女性の性と生殖に関する健康と権利のことです。女性の健康を妊娠・出産にまつわるもののみとらえるのではなく、また、単に病気がないという状態のみではなく、女性自身の全生涯を通じた身体と性の健康が、身体的・精神的・社会的に完全に良好な状態であることをさします。安全な出産調整と自己決定の確立が重要だとされています。

(2) 子どもの人権 ●●●●●●●●●●

現在、子どもを取り巻く社会全体の環境は、少子化や核家族化の進行、共働き家庭の増加、地域の子育て機能の低下、インターネットやスマートフォン・携帯電話、携帯ゲーム機などの普及などにより、著しく変化しています。こうした中で、児童虐待、いじめなどの人権侵害や、不登校、ひきこもり、子どもの貧困などの子どもの存在や尊厳をめぐる問題が深刻化しています。さらに、有害情報の氾濫や性の商品化など、子どもの周囲の環境はますます悪化しています。

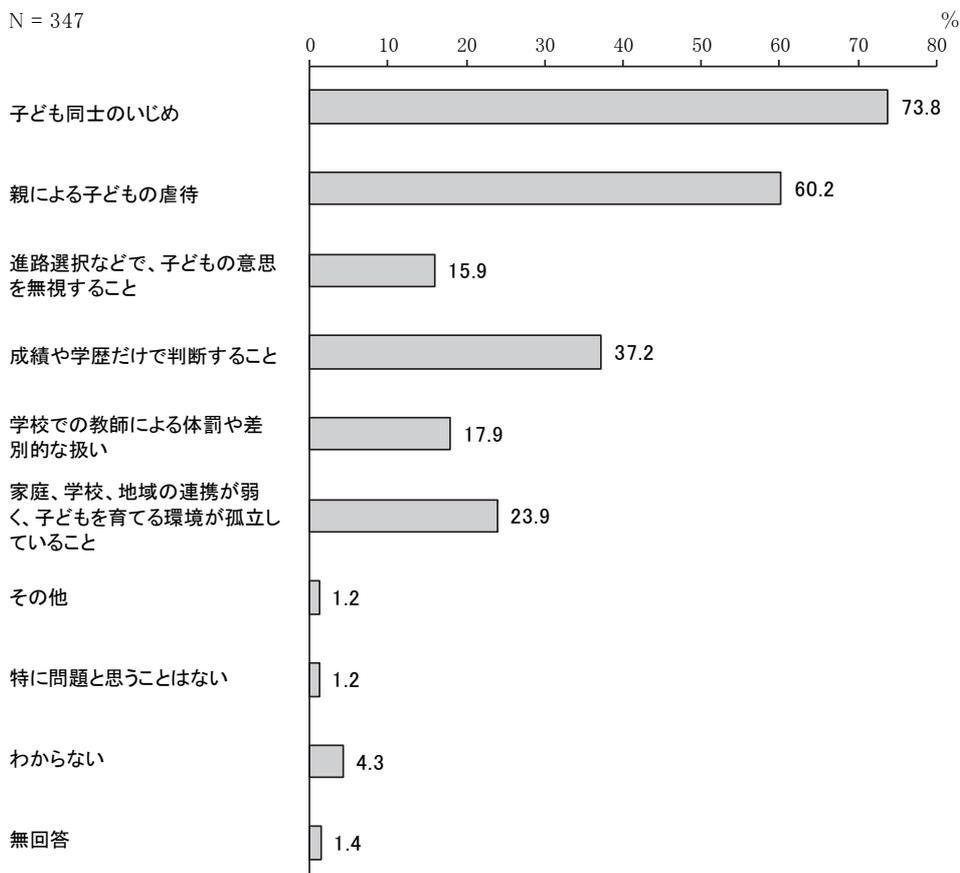
また、経済状況や企業経営にかかわる環境と条件が依然として厳しい中、子育て家庭にかかる経済的負担が増大しているといえます。国民生活基礎調査では平成 24 年の「子どもの貧困率」は 16.3%、つまり約 6 人に 1 人が貧困状態とされています。

市民意識調査によると、子どもに関する人権上の問題については、「子ども同士のいじめ」の割合が 7 割以上と最も高く、次いで「親による子どもの虐待」の割合が 6 割、「成績や学歴だけで子どもを判断・評価すること」の割合が約 4 割となっています。

このような状況の中、子どもも一人の人間であるということを認識し、その意見や気持ちを尊重しながら、子どもたちの成長過程で生じる様々な問題・解決のために相談・支援体制の充実が重要となっています。

子どもは権利の主体であり、大人と共に社会を構成するパートナーです。大人と同様に人権を有する存在として、最大限に尊重されなければなりません。平成 27 年 3 月「美濃市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子どもの心身の健やかな成長を第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮した支援が必要です。その中では、子どもの人権を守るため、家庭、地域、学校などと連携を深め、一体となった取り組みが必要とされています。

図 子どもの人権について特に問題があると思われること



資料：美濃市人権に関する市民意識調査（平成 28 年度実施）

【施策の方向】

1 子どもの人権を尊重する意識啓発

- ・児童福祉法第 1 条では、「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ育成されるよう努めなければならない。すべての児童は、等しくその生活を保障され、愛護されなければならない。」とあります。様々な機会を捉えて、子どもの人権を尊重する意識を広めます。

2 児童虐待防止への取り組み

- ・市民に対して児童虐待防止についての知識の普及を図ります。また、虐待の早期発見のための協力を働きかけ家庭児童相談の充実・強化を図ります。
- ・児童虐待の早期発見、早期対応、適切な援助及び発生防止のための施策を立案・実施します。学校・地域・関係機関・団体等との連携を強化し、要保護児童とその家族への保護・支援・相談などの対策を充実するよう努めます。

3 いじめや不登校などへの対応

- いじめや不登校傾向を示す児童・生徒の早期発見・早期解決に向けて適切な対処ができるよう巡回相談やスクールカウンセラー等による校内教育相談機能の充実を図ります。同時に、家庭・学校・各種相談窓口・専門機関の相互の連携体制強化に努めます。
- 児童・生徒の実態に応じ適切な指導・援助ができるように、教職員・相談員の資質向上をめざした研修の充実を図ります。

4 家庭や地域社会での青少年健全育成

- 子育て中の親と子どもたちが集まり、交流や育児相談ができる場や安全な遊び場の整備を進めます。また、地域・家庭・学校が一体となって、青少年の健全育成をめざした働きかけなどを推進します。
- 青少年の健全な成長を阻害するおそれのある書籍、雑誌、映像ソフト、インターネット上の有害情報等が氾濫する社会環境から青少年を保護するとともに、社会環境の浄化に努めます。

5 家庭教育の充実

- 親としてのあり方や家庭の役割などについて、『食育』、『SNS との付き合い方』、『お子さんが通う学校の先生のお話』、『おこづかい教育』、『子どもの心と体の変化』、『子育て論』などをテーマにした家庭教育学級を通じ、親子で学び、家庭における教育のあり方について教育と啓発を行っていきます。

(3) 高齢者の人権 ●●●●●●●●●●

我が国は、平均寿命の大幅な伸びや少子化などを背景として、人口の4人に1人が65歳以上の高齢者となっており、今後も少子高齢化が急速に進展する中、高い就労意欲を有する高齢者が、培ってきた知識と経験を生かし、社会の支え手として生き生きと活躍し続けることが重要となっています。そのため、団塊の世代をはじめ高齢者の能力を地域で生かす取り組みが求められています。

2006年（平成18年）に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）が施行され、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した人は速やかに市町村に通報することが義務づけられました。また、同年、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）が施行され、高齢者の自立支援や尊厳の確保を図っています。

また、一人暮らし高齢者や認知症高齢者、介護を必要とする高齢者が増えていることに伴い、介護負担や介護疲れによる家族間の不和、高齢者虐待、高齢者の家族等が本人に無断でその財産を処分するなどの、高齢者の人権を侵害する問題が大きな社会問題となっています。

美濃市人権に関する市民意識調査において、高齢者に関する人権上の問題については、「経済的に自立が困難なこと」の割合が4割以上と最も高く、次いで「悪徳商法の被害が多いこと」、「働ける能力を発揮する機会が少ないこと」の割合が3割となっており、高齢者が安心して暮らせる社会づくりが課題となっています。

高齢者の人権が尊重されるためには、自らの経験と知識を生かし、社会の役に立つような生きがいを実感できることや、健康な生活づくり、さらには地域社会に積極的に貢献できる機会を増やしていくことなどが重要です。また、成年後見制度[※]や日常生活自立支援事業の活用、高齢者虐待への対応、悪質商法や詐欺から高齢者を守るための支援など、高齢者の権利擁護[※]を促進するとともに、地域の高齢者の見守り、住民相互の支え合いや声かけ、交流活動などの実施が求められています。

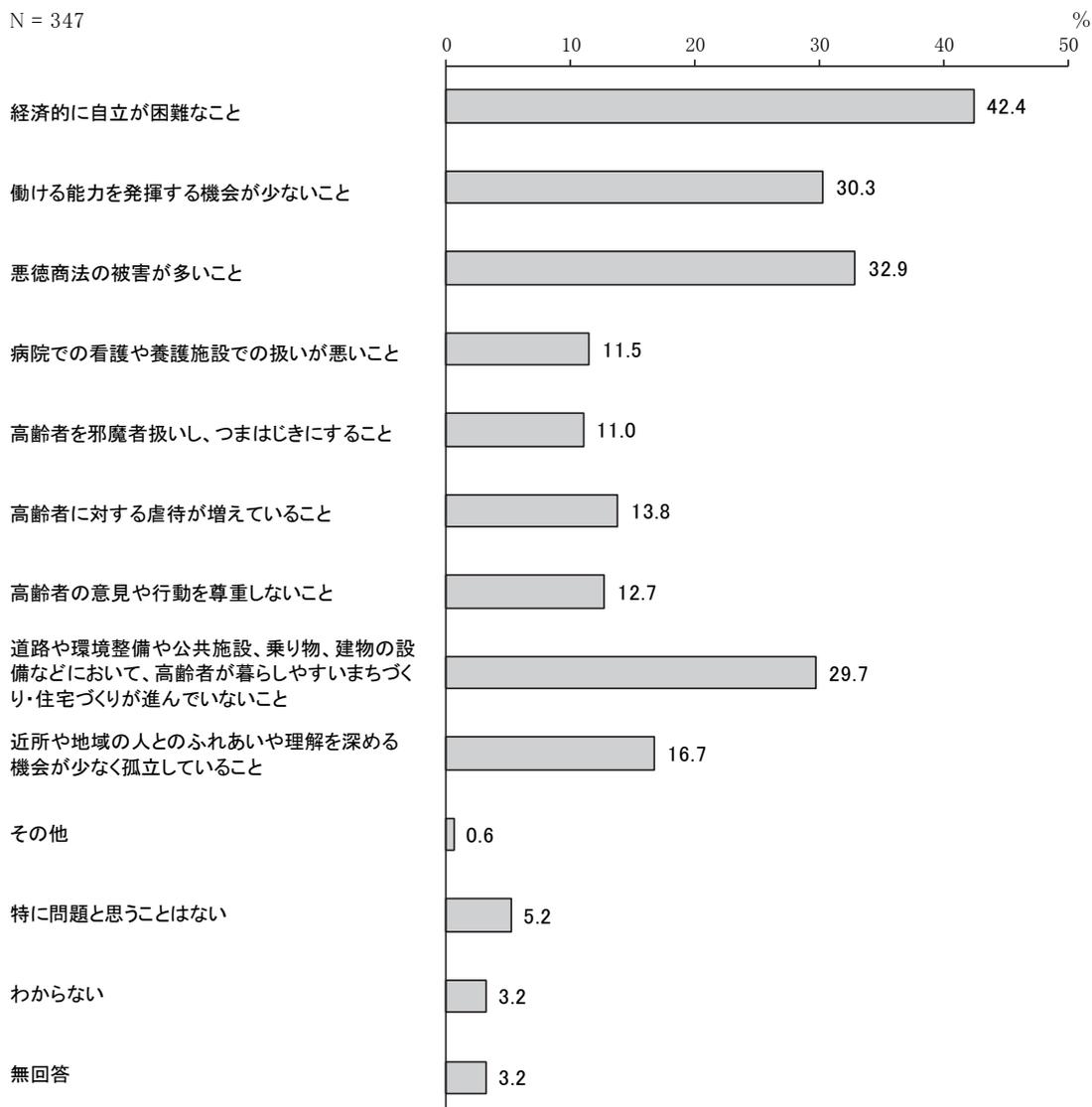
※成年後見制度：

認知症の高齢者や知的・精神障がいのある人など判断能力が十分でない成人を支援するための法律上の制度をいいます。民法上では、従来、禁治産、準禁治産という2つの類型が設けられていましたが、平成12年の民法の改正により、軽度の認知症等に対応する補助類型や任意後見制度などが創設されました。

※権利擁護：

自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症（痴呆）の高齢者、障害者の権利などを守ることです。

図 高齢者の人権について特に問題があると思われること



資料：美濃市人権に関する市民意識調査（平成 28 年度実施）

【施策の方向】

1 自立・生きがいづくりへの支援

- 高齢者が社会の重要な一員として自らの豊富な知識や経験を十分に発揮し、いきいきと生活できるよう、高齢者の自立と生きがいづくりへの支援に努めます。
- 生活の維持のためという経済的な面の補償、健康増進や生きがいを得ることができる機会を提供するため、高齢者の就労機会支援に取り組みます。
- 高齢者の趣味のクラブ活動を支援して、生きがいづくりを推進します。

2 高齢者への虐待などへの対応

- 民生委員、自治会、地域包括支援センター等の地域福祉コミュニティを中心に虐待を速やかに発見できる環境づくりに努めます。また、虐待防止センターや警察などの公共機関と連携をとり、迅速な虐待事例への対応に努めます。
- 警察、消費生活センターと連携を取りながら、出前講座などで悪質商法、振り込め詐欺などに対する注意喚起や啓発を行います。

3 権利擁護体制の充実

- 高齢者虐待や悪質な訪問販売等による被害から高齢者を守るため、成年後見制度の活用を支援します。
- 成年後見制度の利用にかかる費用負担が難しい低所得者への支援ができるよう見直しを図ります。さらに、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用促進や普及啓発に努めます。

4 福祉・介護サービスの充実

- 何らかの支援を必要とするひとり暮らし高齢者などに対して、各種生活支援サービスを提供します。また、認知症などにより判断能力の低下した高齢者の権利擁護に努めます。
- 介護が必要になった高齢者に対しては、自らが選択して適切なサービスが利用できるよう、利用者の視点に立った質の高い介護サービスを提供できる基盤を計画的に推進します。
- 地域包括支援センター等による高齢者の総合的な相談事業を推進します。

(4) 障がい者の人権 ●●●●●●●●●●

障がいのある・なしにかかわらず、すべての人が住み良い社会をつくっていくことは、人権の視点からも重要です。中でも障がい者と障がいを正しく理解し、受け止め認めることと、障がい者自身の自立や社会参加のための支援は重要です。

すべての人が互いに助け合い、平等に生活し、活動できる「共生社会」をめざすノーマライゼーション*の理念はわが国においても徐々に普及してきています。また、障がいのある人が生活するうえでの物理的・心理的障壁を取り除いていく「バリアフリー」や「ユニバーサルデザイン**」の概念も日常生活に浸透してきており、障がいのある人に対する理解は、深まりつつあります。

2006年（平成18年）に、「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）が採択され、わが国も2014年（平成26年）に締結しました。この条約は、障がいの有無に関わらず、人としてあたりまえに生活し、行動し参加できる社会をめざすことを目的としています。

さらに、2016年（平成28年）に、人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現に向けた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行されました。

美濃市人権に関する市民意識調査によると、障がいのある人に関する人権上の問題については、「障がいのある人に対する人々の理解が十分でないこと」の割合が約5割と最も高くなっています。次いで「道路の段差や駅の階段など、外出に不便をとまなうこと」、「就職、職場での生活で不利益を受けること」の割合が高くなっています。このことから、障がいのある人が社会参加しやすい環境づくりが課題となっています。

こうした中で、障がいのある人の地域生活、社会参加を促進するためには、行政の制度に加えて、地域住民や当事者団体、サービス提供事業者、ボランティア、自治会などが協力して行う地域の支え合いが必要です。さらに、すべてのライフステージにおける理解、交流、支援、社会参加などの施策の充実が重要です。また、障がいのある人への偏見や差別意識が生じることをないよう、障がいや障がいのある人についての正しい理解と認識を深める必要があります。

※ノーマライゼーション：

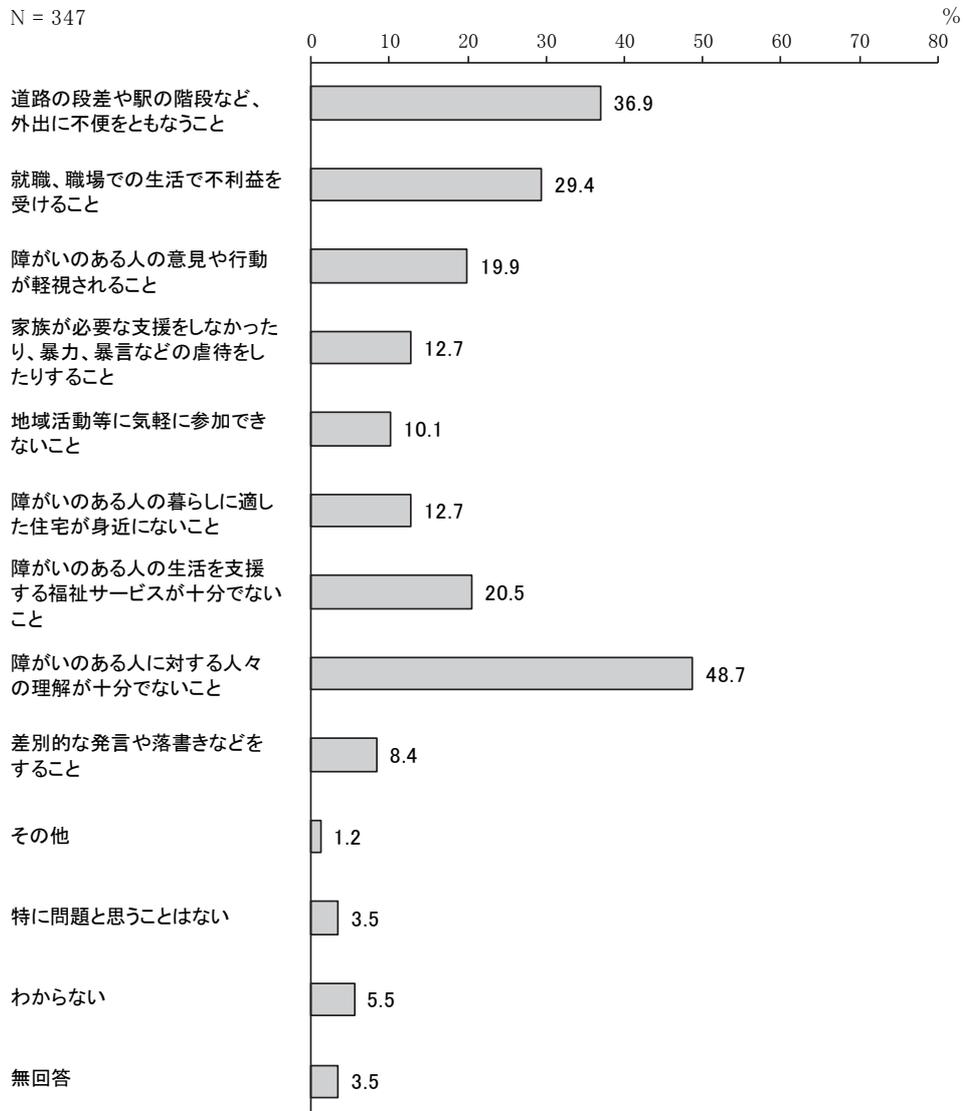
障がいのある人や高齢者など、社会的に不利を負いやすい人々を施設などに隔離せず、あるがままの姿で同等の権利を享受し、生活することが当然とする考え方をいいます。

※ユニバーサルデザイン：

年齢、性別、身体、国籍など人々が持つ様々な特性の違いを越えて、はじめからできるだけすべての人が利用しやすいように配慮して、施設、建物、製品、環境、行事等をデザイン（計画・実施）していこうとする考え方をいいます。

図 障がい者の人権について特に問題があると思われること

N = 347



資料：美濃市人権に関する市民意識調査（平成 28 年度実施）

【施策の方向】

1 理解と交流の促進

- ・市の広報紙やホームページなどに障がいのある人に関する情報を掲載することで、障がいの特性などの周知啓発を図ります。
- ・地域における支え合いの体制づくりを推進し、各種研修などを通じ、マンパワーの育成とボランティア活動を推進します。
- ・幼少の頃から障がいのある人と触れ合う機会を設けることにより、児童生徒の福祉の心を育てるとともに、障がいのある人に対する正しい理解について、児童生徒を通じた、家庭や地域への浸透を促進します。

2 雇用・就労の支援

- ハローワークをはじめとする関係機関と連携しながら、企業側に積極的に働きかけ、障がい者雇用への理解促進を図ります。さらに個々の状況に合わせた就労定着のための支援を行います。
- 一般就労が困難な人に対しては、就労継続支援事業などの福祉的就労の場の充実に努めます。

3 社会参加の促進

- すべての障がいのある人がその特性と興味に応じて参加できるように、障がい者スポーツ教室などの開催や参加の場を企画します。
- 障がいのある人の社会参加のために、参加できる場の確保を図ります。同時に、移動手段の確保も重要であり、障がいのある人のニーズに合わせた外出支援サービスの拡充などの基盤の整備に努めます。

4 福祉サービスの充実

- 障がいのある人が、自分の住む地域において、地域（社会）の一員として共に生活が送れるよう、また自らの意思で生活の選択ができるよう、各種サービスの充実に努めます。
- 障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、サービス利用に関する相談やピアカウンセリング手法[※]による生活相談等の充実と、相談窓口の整備を図ります。

※ピアカウンセリング手法：

自分自身の経験や体験をもとに、障がいを持つ仲間（Peer）同士が話を聞きあい助言しあう活動方法を行います。

(5) 同和問題 ●●●●●●●●●●

日本社会における歴史の過程の中で形成された部落差別は、いまだに解消されず社会問題として存在しています。言うまでもなく、同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等を侵害する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権に関わる課題です。

この問題の解決にむけて、永年、精力的に取り組んでいます。今もなお被差別部落出身という理由で、住む場所や仕事（就職）、結婚など生活の様々な場面で差別を受け、人権を侵害されている人たちがいます。

国では、地方公共団体が一体となって、同和問題の解消に向けて諸施策を講じてきており、同和問題は解決されたかに見えます。しかし、同和地区の所在地などを掲載した書籍の発行、販売など、同和地区やその住民に対する差別意識がなお根強く残っています。また、インターネット上での差別事象などはむしろ拡大傾向にあります。さらに、こうした差別の解消を妨げる「えせ同和行為^{*}」も問題となっています。

美濃市人権に関する市民意識調査によると、同和問題を解決するために必要な取り組みとして、「学校教育、社会教育を通じて、人権を大切にす教育・啓発活動を積極的に行う」の割合が約4割と最も高く、次いで「わからない」、「特に根強い結婚差別、就職差別の解消の取り組みを積極的に行う」などの割合が高くなっています。この結果やこれまで積み上げた成果を踏まえ、より一層、市民一人ひとりが同和問題を正しく理解し、同和問題についての理解や認識を広めるための教育・啓発を推進していくことが求められます。

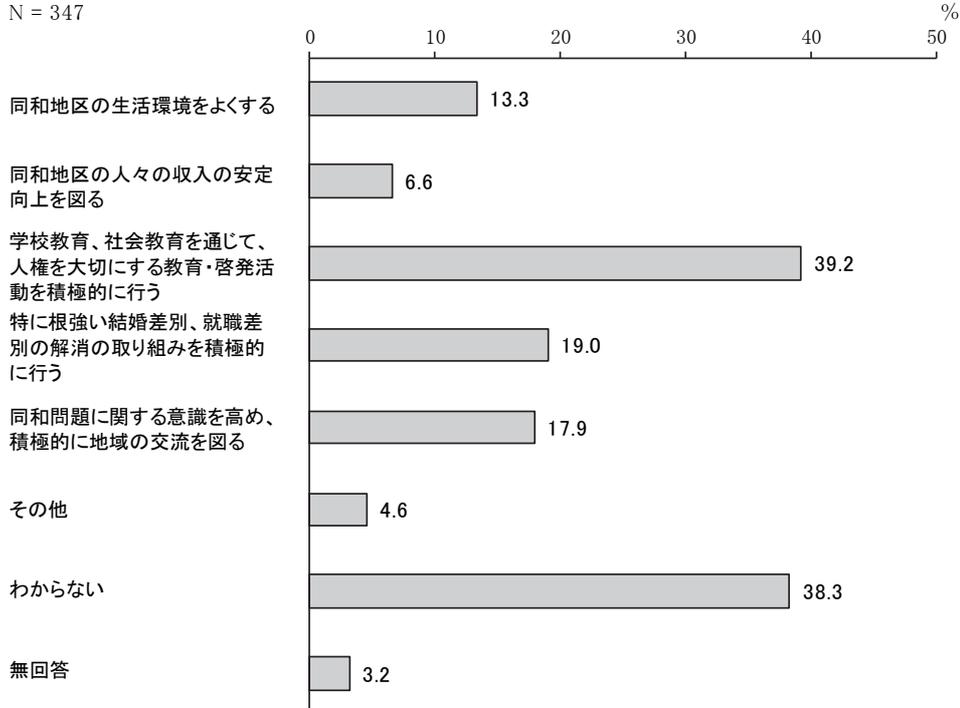
国においては、2016年（平成28年）12月には「部落差別解消の推進に関する法律」が施行され、「全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」と基本理念を掲げ、部落差別のない社会の実現をめざすことが決められました。

本市においては、国の法律を十分に踏まえ、市民の正しい理解と認識を普及、徹底するべく、人権教育・啓発に取り組んでいきます。

※えせ同和行為：

同和問題は怖い問題であり避けた方がよいとの誤った意識に乗じて、あたかも同和問題の解決に努力しているかのように装い、同和の名の下に様々な不当な利益や義務なきことを要求する行為をいいます。えせ同和行為は、これまで同和問題の解決に真摯に取り組んできた人々や同和関係者に対するイメージを損ねるばかりでなく、これまで培われてきた教育や啓発の効果を覆し、同和問題に対する誤った意識を植え付けるという悪影響を生じさせるなど、問題解決の大きな障害要因となっており、毅然たる態度で対処することが望まれます。

図 同和問題を解決するために必要な取り組み



資料：美濃市人権に関する市民意識調査（平成 28 年度実施）

【施策の方向】

1 人権教育の推進

- 学校教育では、引き続き各学校における人権教育全体計画に基づき、人権教育の充実を図ります。
- 教職員に対する人権教育研修の実施、充実を図ります。
- 社会教育では、同和問題をはじめとする人権問題に関する学習意欲を喚起するとともに、社会教育施設等において実施する人権啓発の視点に関わる事業の充実を図ります。

2 啓発の推進

- 同和問題についての正しい知識・理解を深め、偏見や差別意識を解消するために、また、同和問題の早期解決をめざして、人権尊重思想の普及高揚をねらいとした啓発活動を充実します。
- 広報・ホームページ等各種情報媒体を活用した啓発、講演会・研修会等の開催、啓発パンフレット等の配布など様々な手法により、効果的な啓発活動に努めます。
- 地域をはじめ企業や公共性の高い組織などを対象に、人権に関する講演会・研修会等への参加を促し、人権意識の高揚を図ります。

3 「えせ同和行為」の排除

- 官公庁や企業等に対して不当な要求や不法な行為を行い、結果的に同和問題の解決を妨げている「えせ同和行為」に対する正しい認識の共有を図ります。また、遭遇した場合に適切な対応がなされるよう、広報・啓発パンフレット等を活用した具体的な啓発を図ります。

4 人権侵害事案への対応

- 同和問題を理由とする結婚差別、就職差別、インターネット上の差別・中傷・落書きなど、悪質な事案が発生しています。こうした人権侵害事案に対して迅速に対応できるよう、国の機関・県・市並びに関係機関・団体等との相互の連携・協力を図ります。

(6) アイヌの人々*の人権

アイヌの人々は、固有の言語や伝統的な儀式・祭事、多くの口承文学（ユーカラ）など、独自の豊かな文化を持っています。しかし、その文化が十分に保存・伝承されているとは言い難い状況です。

1997年（平成9年）、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が施行され、アイヌの人々の文化、伝統について正しく認識し、啓発していくことがうたわれました。

アイヌの人々の問題は、他の少数民族に対する偏見・差別の問題にも結びつくものであり、「人権教育・啓発に関する基本計画」においても必要性を指摘しています。

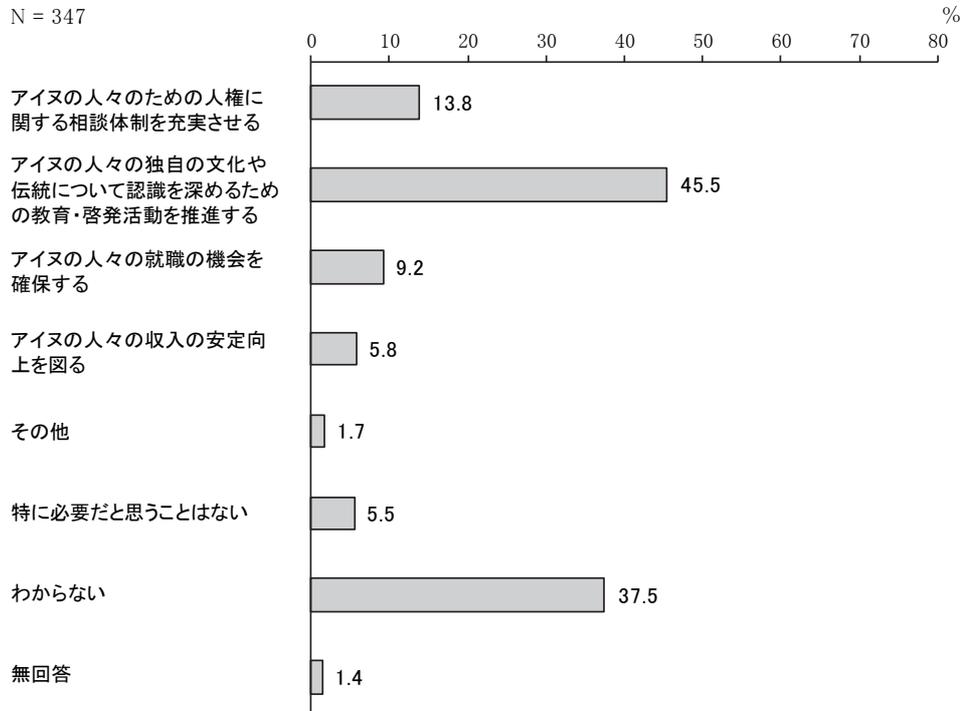
美濃市人権に関する市民意識調査によると、アイヌの人々の人権を守るために必要なこととして、「アイヌの人々の独自の文化や伝統について認識を深めるための教育・啓発活動を推進する」の割合が約5割と最も高く、次いで「わからない」の割合が約4割、「アイヌの人々のための人権に関する相談体制を充実させる」の割合が1割以上となっています。

こうした実態から、少数者であることを理由にアイヌの人々の独自の文化、習慣を否定することがないよう、一人ひとりが理解を深めることが必要です。また、アイヌの人々の歴史、文化、伝統及び現状について理解を深めるため、日本の国土の先住民という貴重な存在として一層その文化や伝統を重視し、啓発活動を推進する必要があります。

※アイヌの人々：

主に北海道に居住している先住民族のこと。

図 アイヌの人々の人権を守るために必要なこと



資料：美濃市人権に関する市民意識調査（平成 28 年度実施）

【施策の方向】

1 啓発の推進

- ・アイヌの歴史や文化、生活習慣等を正しく理解し、日本の先住民族という存在として、アイヌの人々に対する偏見や差別の解消をめざし、啓発活動の推進に努めます。

(7) 外国人の人権 ●●●●●●●●●●

経済をはじめとする様々な分野でボーダレス化^{*}、グローバル化^{*}の流れは地方にも及んでいます。リーマンショックに端を発した経済不況により、近年、製造業に携わる外国人が大きく減少しているものの、現在でもなお多くの外国人が日本で暮らしています。

そのような中で、言語、宗教、習慣などの違いから外国人に対する就労差別やアパート・マンションへの入居拒否など、異文化を拒否しがちな狭い心理による差別行為があります。また、一部の外国人の不法就労や犯罪などで市民が外国人に対して防犯上の不安を抱くことにより、結果として外国人全体に対する偏見や差別などにつながっていくことが懸念されます。さらに、言語の違いなどにより、外国人が地域で生活していく上で、行政サービスなどの情報が十分に得られず、本来受けられるサービスを受けられないなどの生活上の問題や、外国人の子どもが十分な教育を受けられないなどの教育環境の問題も指摘されています。そのような中で、2016年（平成28年）に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ^{*}解消法）が施行され、日本以外の国や地域の出身者への不当な差別的言動を解消するための基本理念や基本施策を定め、推進することが決定されました。

美濃市人権に関する市民意識調査によると、外国人の人権を守るために問題だと思うこととして、「外国人に対するまわりの理解が十分ではないこと」、「宗教や慣習が違うことで、地域社会に受け入れられにくいこと」の割合が約4割となっており、「就職や仕事の内容、待遇などで不利な条件におかれていること」の割合が2割以上になっています。

美濃市としては、今後も国際化がさらに進んでいく中で、在住外国人に対して地域の生活習慣などの普及啓発を図るとともに、インターネット等、様々なメディアによる生活情報の提供や相談支援の充実を図り、外国人が安心して快適な生活を送れるよう努めていきます。

さらに市民に対して、異なる文化、習慣及び価値観を互いに認識し、尊重し合える意識を育てていくことができる環境をつくります。国籍や文化の違いにかかわらず、互いに理解し合い、誰もが快適な生活を送ることができる多文化共生社会や、異文化をも認め受け入れる社会となるよう啓発・教育を進める必要があります。

※ボーダレス化：

国境を越えて世界規模に広がり、国籍が意味をなさないほど活動の場が国際的に広がっている現象のこと。

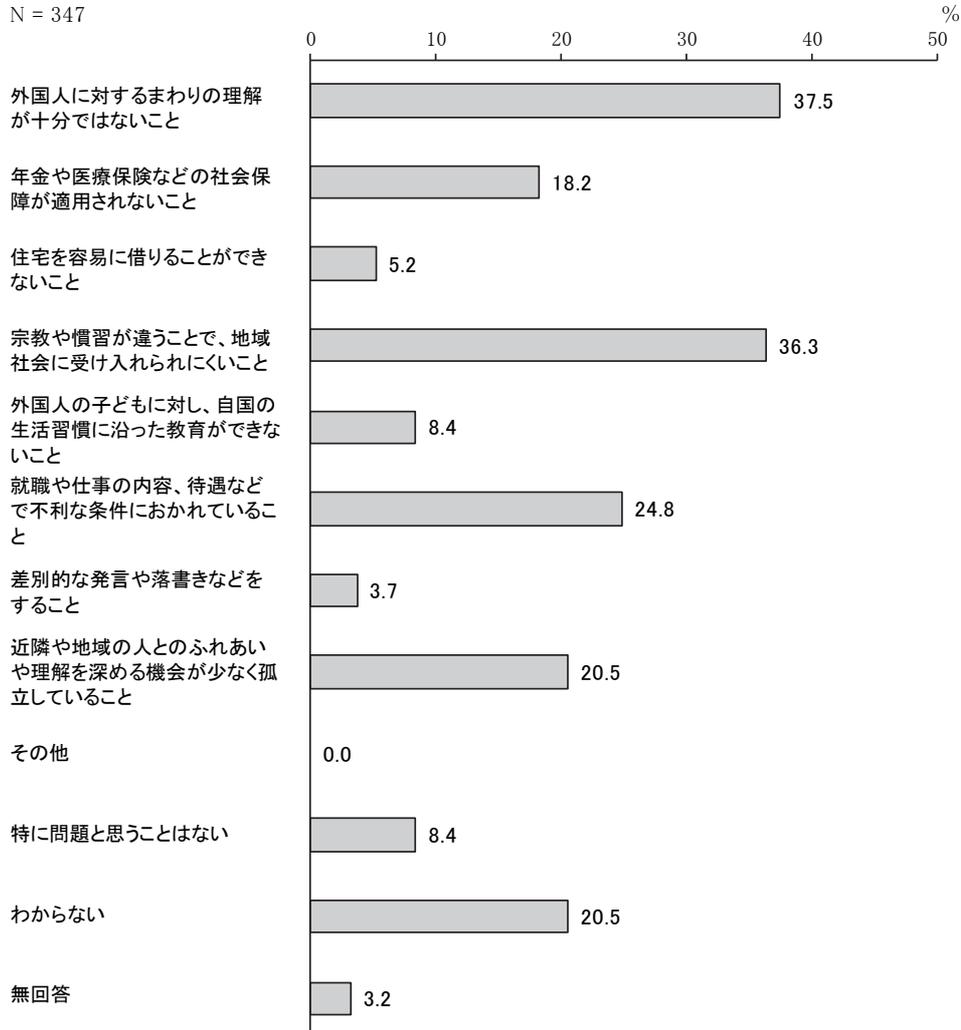
※グローバル化：

政治・経済、文化など、様々な側面において、従来の国家・地域の垣根を越え、地球規模で資本や情報のやり取りが行われること。

※ヘイトスピーチ：

特定の対象（人物や集団）に対する敵意や憎悪を、過激な表現を用いて直接に示す言動の総称。

図 外国人の人権を守るために問題だと思うこと



資料：美濃市人権に関する市民意識調査（平成 28 年度実施）

【施策の方向】

1 外国籍市民が暮らしやすい環境づくりの推進

- ・住宅や就労、保健、福祉、防災など様々な生活情報の提供や相談に努め、外国籍市民が安心して快適な生活が送れるよう、生活支援事業の充実に努めます。
- ・文化、習慣や価値観の違いを真に理解し、多文化が共生する社会や地域づくりをめざし、どの文化も広く受け入れる心のある市民となるように、市民や各種団体等を対象とした啓発を行います。
- ・公的な場での諸表示や文書等を、他国語で示す、または通訳ボランティアのネットワークを整備するなどの体制を整え便宜を図ります。

(8) HIV*感染者・ハンセン病*患者等の人権

「らい予防法の廃止に関する法律」(1996年(平成8年))の制定後、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」(ハンセン病問題基本法)(2009年(平成21年))が施行されました。これを受けて、人々の偏見と差別を払拭し、ハンセン病患者(元患者)が地域社会と交流を深めながら自立した社会生活を送ることができるよう、法律に基づく取り組みが進められています。ハンセン病やHIV(エイズウイルス)をはじめとする感染症などについては、病気に対する知識の不足による偏見や差別が少なくないことから、正しい知識の普及・啓発と情報の提供が重要です。

美濃市人権に関する市民意識調査によると、HIV感染者・ハンセン病患者に関する人権上の問題については、「感染症患者というだけで世間から好奇または偏見の目で見られること」の割合が約5割と最も高く、次いで「エイズ患者、HIV感染者についての理解や認識が十分でないこと」の割合が約4割、「医療行為の内容について十分な説明がないこと」の割合が3割となっています。

このようなことから、患者や元患者、家族等の人権に十分に配慮しながら、どの人も認められ、受け入れられて、誤った情報による偏見や差別をなくすために、感染症等に対する正しい知識の普及や啓発活動が必要です。

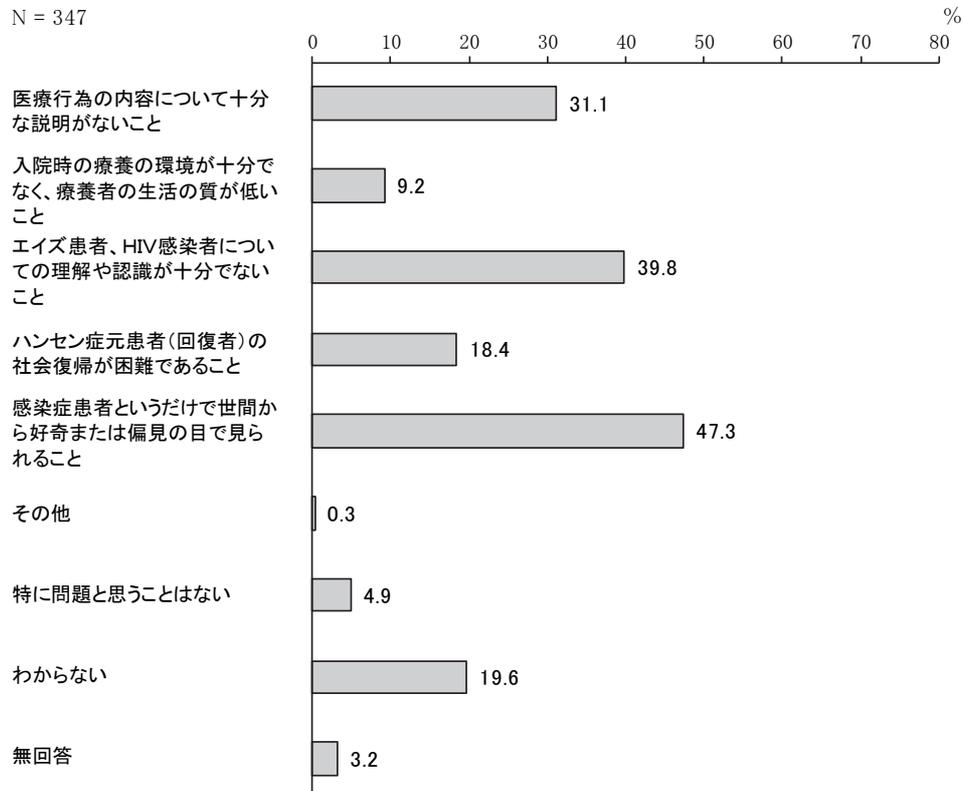
※HIV(エイズウイルス)：

ヒト免疫不全ウイルス。HIVは、感染者の血液、精液、膣分泌液、母乳の中に存在し、性行為、母子感染、麻薬のうちまわしなどの血液感染によって感染します。免疫機能を担うリンパ球に入り込み、免疫細胞を壊しながら増殖していき、そして、免疫力が低下すると様々な感染症や悪性腫瘍にかかりやすくなります。

※ハンセン病：

明治6年(1873年)にノルウェーのハンセン博士により発見された「らい菌」による慢性の細菌性感染症です。しかし、感染力は極めて弱く、仮に発病した場合でも治療方法が確立された現在では、早期発見、早期治療により短期間で治癒する病気です。

図 HIV感染者・ハンセン病患者の人権を守るために問題だと思うこと



資料：美濃市人権に関する市民意識調査（平成 28 年度実施）

【施策の方向】

1 啓発の推進

- HIV感染症やハンセン病、その他の疾病についての偏見や差別をなくす正しい知識や理解の普及啓発を図るため、正しい情報の提供や正しい理解と認識を深める教育・啓発を推進します。

2 関連機関との連携

- 感染症の不安や悩みなどに対する相談体制を充実するとともに、保健所との連携を促進します。

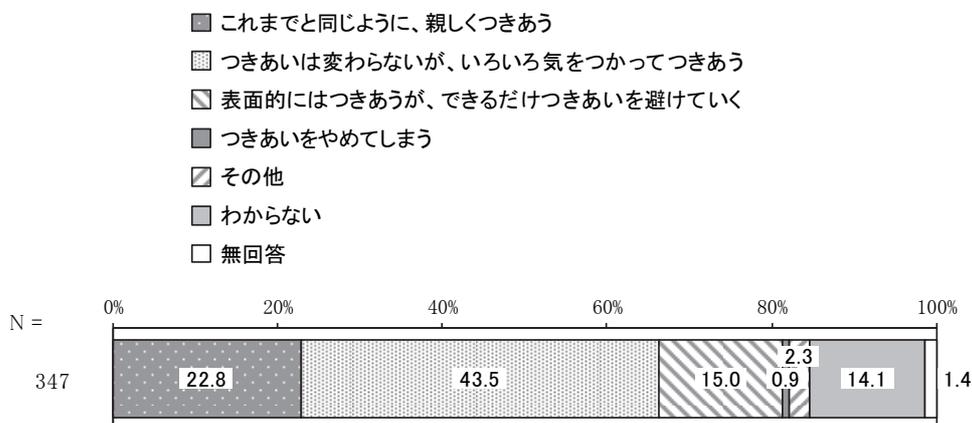
(9) 刑を終えて出所した人の人権 ●●●●●

刑を終えて出所した人に対しては、本人に真しな更生の意欲がある場合でも、周囲の人には、根強い偏見や差別意識があります。地域社会への受入れを拒否されたり、就職に際しての差別や住居等の確保が困難であったりするなど、社会復帰をめざす人たちにとって、現実には極めて厳しい状況にあります。

美濃市人権に関する市民意識調査によると、刑を終えて出所した人であるとわかった場合の接し方について、「つきあいは変わらないが、いろいろ気をつけてつきあう」の割合が4割以上と最も高く、次いで「これまでと同じように、親しくつきあう」の割合が2割、「表面的にはつきあうが、できるだけつきあいを避けていく」の割合が1割以上となっています。

刑を終えて出所した人が真に更生を果たし、社会の一員として円滑な生活を営むため、市民に対して、偏見や差別意識を解消する啓発活動を進めます。また、各種支援団体やボランティア等と行政とが連携して支援に取り組み、社会復帰しやすい環境づくりを推進していく必要があります。

図 刑を終えて出所した人であるとわかった場合の接し方



資料：美濃市人権に関する市民意識調査（平成 28 年度実施）

【施策の方向】

1 啓発の推進

- ・プライバシーの保護に配慮した視点に立ち、刑を終えて出所した人への偏見や差別意識をなくすために、関係機関等と連携・協力しながら啓発活動の推進に努めます。

(10) 犯罪被害者等の人権 ● ● ● ● ●

人はみな命を大切にし、自由と幸福を追求する権利を有しており、憲法でも保障されています。しかし、ある人の不法な行為による犯罪事件が発生し、突然幸福に生きる権利を奪われてしまった犯罪被害者やその家族の人たちの存在があります。

近年、こうした犯罪被害者とその家族の人権が補償されない問題に対して関心の高まりがみられ、人権の視点から犯罪被害者等に対する配慮と保護を図ることが課題となっています。

犯罪被害者等は、その置かれた状況から自ら被害を訴えることが困難であり、また、訴訟等に伴う負担や直接の被害のほかに、精神的ショックや身体の不調、医療費の負担や失職・転職などにより経済的に困窮することが少なくありません。また、マスメディアによる行き過ぎた犯罪の報道から生じるプライバシー侵害や名誉毀損、周囲の無責任な会話、過剰な取材による平穏な生活の侵害など、二次的被害*に逢う現状があります。

美濃市人権に関する市民意識調査によると、犯罪被害者とその家族の人権を守るために必要なこととして、「犯罪被害者とその家族のプライバシーに配慮した報道や取材を行う」の割合が約4割と最も高く、次いで「犯罪被害者とその家族のための相談・支援体制を充実する」、「捜査や刑事裁判において犯罪被害者等に配慮した対応を徹底する」などの割合が高くなっています。

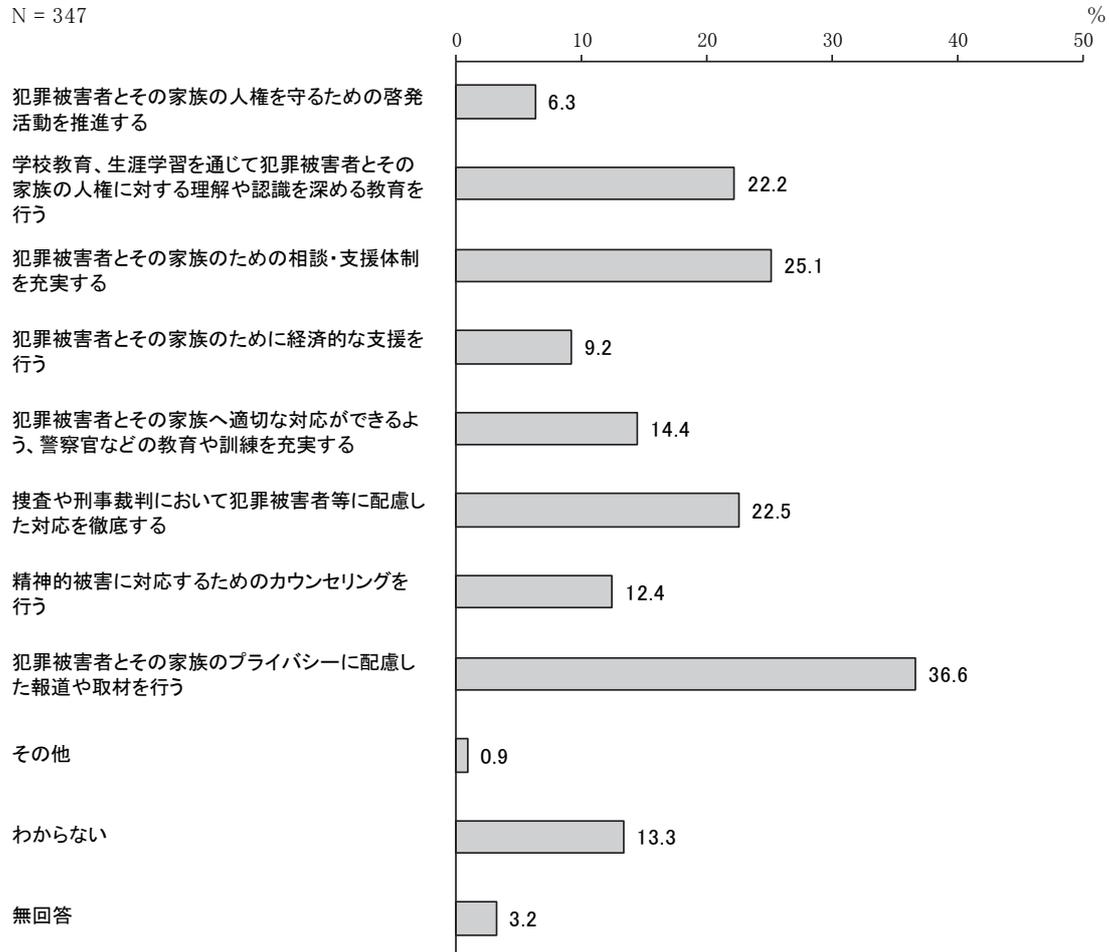
犯罪被害者とその家族等の人権が侵害されるケースは様々であり、被害者の人権の尊重を基本とした犯罪被害者等に対する理解を深める啓発活動を推進する必要があります。

※二次的被害：

事件に遭ったことによる精神的ショックや身体の不調や捜査や裁判の過程における精神的、時間的負担、周囲の人々の無責任なうわさ話やマスコミの行き過ぎた取材・報道によるストレスや不安感などによる被害のことです。

図 犯罪被害者とその家族の人権を守るために必要なこと

N = 347



資料：美濃市人権に関する市民意識調査（平成 28 年度実施）

【施策の方向】

1 啓発の推進

- ・犯罪被害者とその家族等が受けている直接的・間接的被害に対する現状や援助の必要性について、市民の認識を深めるための啓発活動を推進します。

2 関係機関との連携

- ・犯罪被害者とその家族等に対し、犯罪被害者等の支援業務を行っている専門機関・関係機関等の情報提供に努めます。

(11) インターネットによる人権侵害

インターネットの普及は、多くの人々が豊かな社会生活を享受することができる一方、ホームページの掲示板などへの、発信者の秘匿性を悪用した基本的人権を侵害する書き込みは、差別を助長しています。

美濃市人権に関する市民意識調査によると、インターネット等による人権侵害を防止、または解決するために必要なこととして、「違法な情報発信者に対する取締りを強化する」の割合が約6割と最も高く、次いで「情報発信者が特定できたり、情報の削除義務を負わせる新たな法律を作る」の割合が5割以上、「プロバイダ[※]や掲示板等の管理者に対し情報の削除を求める」の割合が約4割となっています。

こうしたことから、個人情報保護の体制強化とともに、個人のプライバシーや名誉に関する理解を深めるための啓発やインターネット上の人権侵害、プライバシー保護に関する問題に対し、相談・支援体制の充実を図ることが必要となっています。

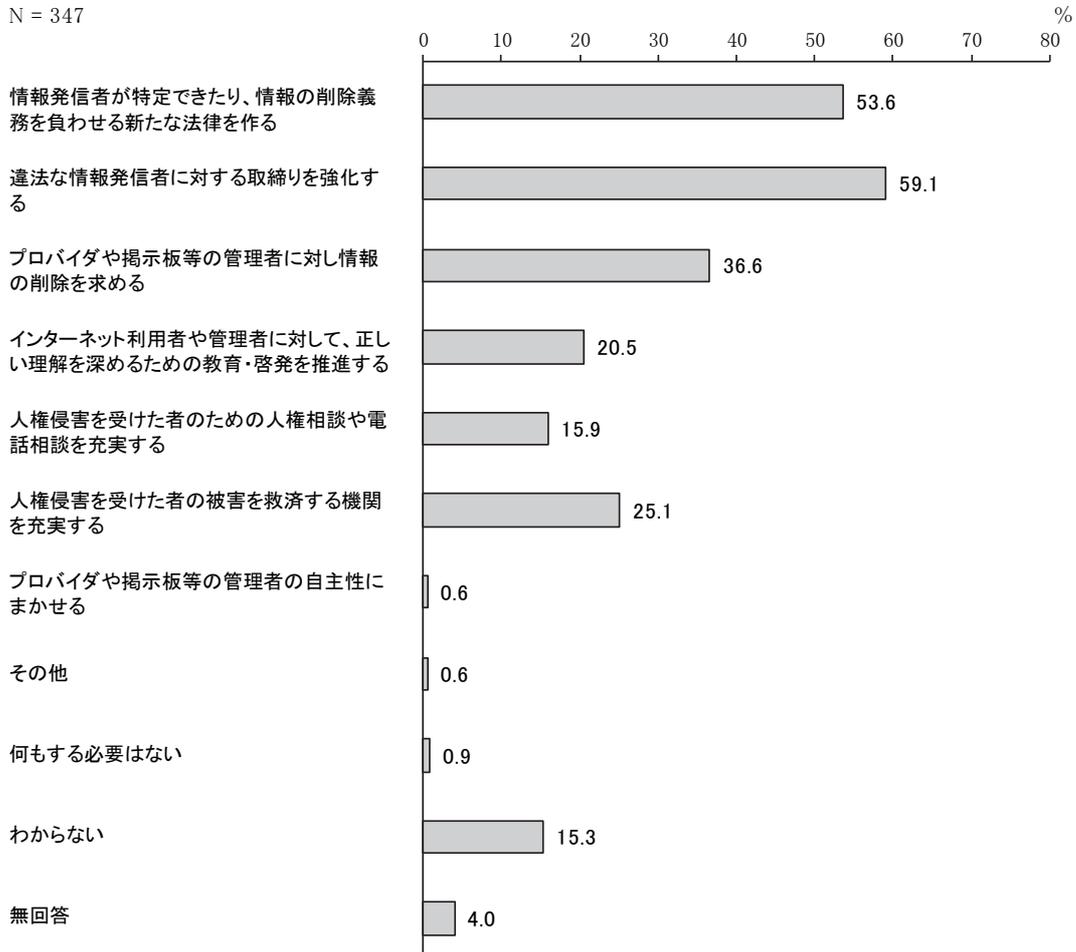
一方、最近はより簡単にSNSなどで、誰もが発信者となることが可能となっています。市民に対し、良識ある情報発信者としてのマナーやモラルを守るなどの啓発活動が今後ますます重要となってきます。

インターネット上での人権侵害や個人情報の流出などのプライバシーに関わる問題に対して、地方法務局など関係機関と連携を図りながら、迅速かつ的確な対応を行う必要があります。

※プロバイダ：

インターネット接続用の通信回線を提供する業者で、電子メールやホームページなどのインターネットのサービスを利用するには、専用線や電話回線を通じてインターネット回線に接続する必要があり、その橋渡しをしてくれるのがプロバイダです。

図 インターネット等による人権侵害を防止するまたは解決するために必要なこと



資料：美濃市人権に関する市民意識調査（平成 28 年度実施）

【施策の方向】

1 啓発の推進

- 個人のプライバシーや人権の尊重に関する正しい理解を広めていくための啓発を推進します。
- 情報の発信者としてのマナーやモラルを正しく身に付けた市民となるよう、教育・啓発に取り組みます。

2 関係機関との連携

- インターネット上での人権侵犯や個人情報の流出などプライバシーに関わる問題に対して、地方法務局などの関係機関と連携をとりながら、的確な対応に努めます。
- インターネットによる人権侵害を防止するための教育・啓発、人権を侵害するおそれのある書き込みや、ネット上のいじめへの対応を、関係機関との連携を図り実施します。

(12) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権 ●●

1970年代から1980年代にかけて、多くの日本人が不自然な形で行方不明となっています。これらの多くは北朝鮮当局による拉致の疑いが濃厚であることが明らかになったため、政府は1991年（平成3年）以来、機会があるごとに北朝鮮に対して拉致問題を提起してきました。

2002年（平成14年）9月の日朝首脳会談において、北朝鮮側は長年否定してきた日本人の拉致を初めて認め、謝罪しました。同年10月に5名の拉致被害者が帰国しました。しかし、2010年（平成22年）までに17名の北朝鮮当局による拉致被害者を認定していますが、いまだ十分な情報は提供されておらず、安否不明のままの状態となっています。

拉致問題は国際社会における重大な人権侵害犯事件であるとの認識を持つことが重要です。

「北朝鮮人権侵害問題啓発週間※」（12月10日～12月16日）が設けられるなど、北朝鮮当局による拉致被害者の人権侵害問題についての啓発が進められています。この人権問題に対して、市民の関心と認識を深める必要があります。

【施策の方向】

1 啓発の推進

- ・北朝鮮当局による拉致問題の解決に向けて、市民の関心と認識を深めるための啓発に努めます。

※北朝鮮人権侵害問題啓発週間：

北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、平成18年6月に、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、国及び地方公共団体の責務等が定められるとともに、毎年12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされました。

(13) ホームレスの人権 ●●●●●

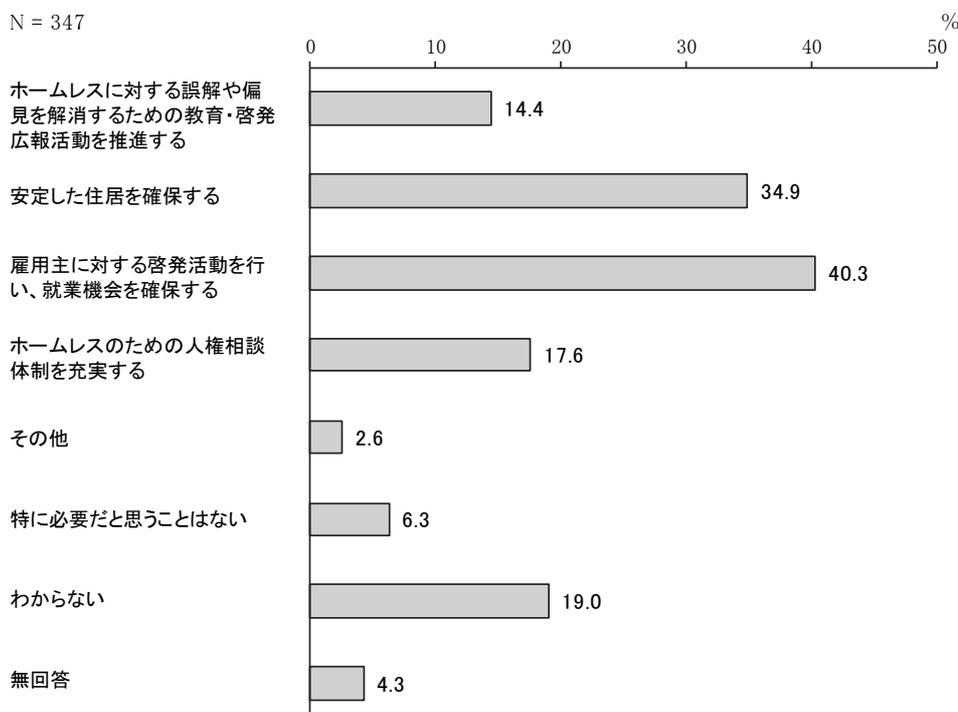
失業や家庭問題など様々な要因により、自立の意思がありながら、特定の住居を持たずに野宿生活を余儀なくさせられているホームレスの人たちがいます。ホームレスの中には衛生状況が悪い、十分な食事をとることができないなど、憲法で保障された健康で文化的な生活を送ることができない人もいます。また、野宿生活者と地域社会とのあつれきが生じるなどホームレス問題は大きな社会問題となっており、ホームレスへの嫌がらせや暴行などの人権侵害の問題も発生しています。

美濃市人権に関する市民意識調査によると、ホームレスの人たちの人権を解決するために必要なこととして、「雇用主に対する啓発活動を行い、就業機会を確保する」の割合が4割と最も高く、次いで「安定した住居を確保する」の割合が3割以上、「わからない」の割合が約2割となっています。

ホームレスへの偏見や差別の解消に向け、近隣住民の人権にも配慮しながら、地域の理解や協力を深めていきます。

また、ホームレスの人たちが、地域で自立して生活することができることをめざすため、相談などの支援や救済活動を推進していく必要があります。

図 ホームレスの人たちの人権を解決するために必要なこと



資料：美濃市人権に関する市民意識調査（平成28年度実施）

【施策の方向】

1 啓発の推進

- ・ホームレスに対する偏見や差別意識を解消するための啓発を推進します。

2 相談の実施

- ・生活支援のほか、住居確保、就労支援、医療や介護などについて随時相談を受け付けます。

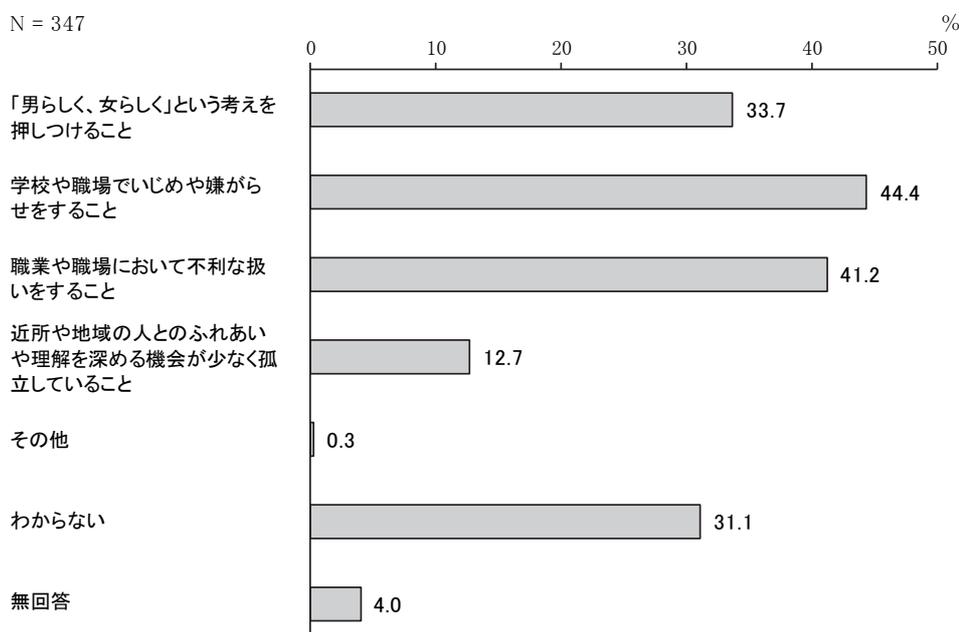
(14) 性的指向における少数者の人権 ●●●●●

性的指向とは、人の恋愛がどういう対象に向かうのかを示す概念を言います。具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛（ヘテロセクシュアル）、同性に向かう同性愛（ホモセクシュアル）、男女両方に向かう両性愛（バイセクシュアル）を示します。

同性愛者・両性愛者の人々は、少数であるがために、周囲の性的マイノリティ（性的少数者）に対する知識や理解はまだ低く、偏見や差別、あるいは社会生活上の不便さなどの壁に苦しむ人々がいます。

美濃市人権に関する市民意識調査によると、性的マイノリティに関することで人権が尊重されていないと思われることとして、「学校や職場でいじめや嫌がらせをすること」や「職業や職場において不利な扱いをすること」の割合が4割以上と高く、「男らしく、女らしく」という考えを押しつけること」の割合が3割以上となっており、性的指向における少数者に対する周知・啓発を行っていくことが求められています。

図 性的マイノリティに関することで人権が尊重されていないと思われること



資料：美濃市人権に関する市民意識調査（平成 28 年度実施）

【施策の方向】

1 啓発の推進

- 性的指向における少数者が直面している問題を正しく理解し、差別、誤解、偏見を解消していくための啓発活動を推進します。
- 性的指向のマイノリティ（性的少数者：LGBT※等）に対するその人らしいあり方を認めて、性的指向に対する正しい知識の普及・啓発に努めます。

※LGBT：

性の在り方が典型的な男女間のそれとは異なる人々の総称。女性同性愛者（レズビアン）、男性同性愛者（ゲイ）、両性愛者（バイセクシャル）、自らの性同一性に違和感を感じている者（トランスジェンダー）、をそれぞれ頭文字で示したもの。

(15) 性同一性障がい者の人権 ●●●●●

性同一性障がいとは、生物学的な性（からだの性）と性の自己意識（こころの性）が一致しないため、社会生活に支障がある状態の人のことをいいます。からだの性とこころの性の違いに悩みながら周囲の心ない好奇の目にさらされたり、社会生活の中で周りの人に差別を受ける現状があります。

「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」(性同一性障害特例法)が2004年（平成16年）7月に施行されたことにより、性同一性障がい者で、一定の条件を満たすものについては、性別取扱いの変更の審判を受けることができるようになりました。

性同一性障がい者に対する差別や偏見を解消するため、性同一性障がいに対する正しい認識を深めるための啓発活動の推進を図る必要があります。

【施策の方向】

1 啓発の推進

- 性同一性障がい者に対する偏見や差別をなくすため、性同一性障がいに関する正しい理解を深めるための啓発を推進します。
- 性同一性障がい者の人権については、現に様々な人々がいることを受け入れ、これらの人々の人権を真に尊重でき、共に生きる者として認められる市民の認識や意識が持てるように啓発していきます。

(16) 人身取引の被害者の人権 ●●●●●

性的搾取、強制労働等を目的とした人身取引[※]（トラフィッキング）は、重大な犯罪であり、基本的人権を侵害する深刻な問題です。

国では、2004年（平成16年）12月、人身取引の撲滅、防止、人身取引被害者の保護等を目的とする「人身取引対策行動計画」が策定され、その後2009年（平成21年）12月に「人身取引対策行動計画2009」が策定されています。

人身取引についての関心を高め、人身取引が重大な人権侵害であるという認識を深めるとともに、日本が人身取引の目的地とされていることについて、市民への正しい情報の啓発が必要です。

【施策の方向】

1 啓発の推進

- ・国、県との連携を図りながら、市民に対して、人身取引という重大な人権侵害に対する啓発活動を推進します。

(17) 地震等震災に起因する人権問題 ●●●●●

2011年（平成23年）3月に発生した東日本大震災や2016（平成28年）に発生した熊本地震などの予測できない自然災害において、未曾有の被害がもたらされました。

被災した人々が差別を受けたり、風評被害を受けたりと、大震災に起因する新たな人権問題が発生しています。

一人ひとりが正しい知識と思いやりの心を持ち、問題を解決していくとともに、新たな人権問題の発生を防止していくことが必要です。

【施策の方向】

1 啓発の推進

- ・国、県と連携を図り、市民に対して、地震等震災に起因する人権問題について、正しい情報の提供を推進します。

※人身取引：

「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人、特に女性及び児童の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」第3条(a)において、「人身取引」とは、搾取の目的で、暴力その他の形態の強制力による脅迫若しくはその行為、誘拐、詐欺、欺もう、権力の濫用若しくはぜい弱な立場に乗ずること又は他の者を支配下に置く者の同意を得る目的で行われる金銭若しくは利益の授受の手段を用いて、人を獲得し、輸送し、引き渡し、蔵匿し、又は収受することをいいます。搾取には、少なくとも、他の者を売春させて搾取することその他の形態の性的搾取、強制的な労働若しくは役務の提供、奴隷化若しくはこれに類する行為、隷属又は臓器の摘出を含める。」と定義されています。

第4章

施策の推進にあたって

1 推進体制と進捗管理

人権に関わる課題は、多岐にわたっています。個別の人権課題が複雑化・多様化する中で、各分野の施策の有機的な連携と体系化を図る必要があります。

人権施策についての総合的かつ効果的な推進を図るため、健康福祉課、教育委員会が中心となり、関係部局の役割分担の明確化と緊密な連携を図ることにより、人権教育・啓発活動と人権施策の総合的かつ効果的な推進を図ります。

また、定期的な点検による取り組み状況の把握や評価、市民意識調査などを行うことで、課題の洗い直しや対策の検討を行い、市民意識の変化、国内の社会経済情勢の変化、国際的潮流等に適切に対応するため、必要に応じて各関係計画との調整を図りながら見直しを実施していきます。

2 関係機関との連携

人権施策の推進が広範な取り組みとして展開されるよう、国・県・周辺市町をはじめとした関係機関と連携・協力を図り、人権に関わる団体などに対して、人権施策の取り組みに対する協力を働きかけるなど、それぞれの役割を踏まえつつ、幅広い連携・協力を進めます。

3 人権に関する職業従事者に対する研修等の推進

人権尊重のまちづくりの推進にあたっては、人権に関わりの深い特定の職業に従事する人が高い人権意識を持ち、それぞれの職務において人権尊重の視点に立った行動ができるよう研修を行うなど、資質向上のための取り組みや人権教育・啓発の推進が必要です。

人権問題に対し、深い認識と実践力を持ち、地域において先導的役割を果たせるよう、医療関係者、学校教職員、社会教育関係職員、福祉関係職員、行政関係職員などに対する研修の充実を図ります。

4 社会の変化に対応した啓発の推進

今日の地域社会では、近隣との人間関係が希薄になり、地域コミュニティの形成が困難と
なっています。子ども、高齢者、障がいのある人や外国人など、さまざまな支援が必要な
人びとがともに生活しており、人権が尊重された社会を実現するためにも、本指針を広く周知
し、人権教育や啓発の推進に関する市民意識の高揚を図るとともに、市民の積極的な実践活動
を促進していきます。

特に、平成 28 年度に実施した人権に関する市民意識調査において、関心の高かった「外
国人の人権」、「情報化（インターネット等）による人権侵害」、「高齢者の人権」に対する啓発
や、今後5年間で社会の変化が大きいと推測される「国際化」、「情報化」、「高齢化」に対応し
た啓発を促進していきます。



参考資料

1 美濃市人権に関する市民意識調査の概要

(1) 調査の目的

人権問題に関する意識が世界的に高まっていることや人権を取り巻く諸問題がさらに複雑多様化していることから、引き続き人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ効果的に推進していく「美濃市人権推進指針（第3次）」の策定の基礎資料として活用するために実施しました。

(2) 調査対象

平成 28 年 11 月 1 日現在で、美濃市在住の中学校を卒業している 15 歳以上 1,000 人を無作為抽出

(3) 調査期間

平成 28 年 11 月 16 日から平成 28 年 11 月 28 日

(4) 調査方法

郵送による配布・回収

(5) 回収状況

配布数	有効回答数	有効回答率
1,000 通	347 通	34.7%

2 美濃市人権施策推進指針策定委員会設置要綱

平成 23 年 10 月 3 日訓令甲第 23 号

(設置)

第1条 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成 12 年法律第 147 号）第5条に基づく美濃市人権施策推進指針（以下「推進指針」という。）の策定に当たり、幅広く意見を求めるため、美濃市人権施策推進指針策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(事業)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 推進指針の策定に関する事項
- (2) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員 14 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、推進指針の策定が終了するまでとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員のうちから互選する。

3 委員長は、委員会を総括し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。ただし、最初の委員会は市長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、民生部健康福祉課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

3 美濃市人権施策推進指針策定委員会委員名簿

順不同・敬称略

所 属	氏 名	区 分	備 考
岐阜県立武義高等学校	川 島 肇	学識経験者	人権同和教育担当
美濃市小中学校校長会	伊 藤 良 彦	学識経験者	会長
岐阜人権擁護委員協議会武儀部会	杉 山 静	関係団体	市人権擁護委員代表
美濃市連合自治会	伏 見 均	関係団体	新町自治会長
美濃市民生委員児童委員協議会	森 真 子	関係団体	会長（～H28.11.30）
美濃市民生委員児童委員協議会	二 村 かず子	関係団体	会長（H28.12.1～）
岐阜県身体障害者福祉協会美濃市支部	岡 部 正 子	関係団体	相談員部会会長
民同美濃	岩 見 康 則	関係団体	会長
美濃市シニアクラブ連合会	吉 田 時 子	関係団体	女性部長
市民フォーラム実行委員会	村 井 康 子	関係団体	会長
関美濃保護区保護司会	江 口 陽 子	関係団体	代表
連合PTA	笠 井 康 子	関係団体	母親委員長
美濃市教育委員会	北 村 道 弘	行政機関	次長
美濃市民生部	辻 幸 子	行政機関	部長
美濃会館	岩 見 松 幸	行政機関	館長

4 人権関連年表

年	国連等	国内	県内
1947年 (昭和22年)		○「日本国憲法」施行 ○「労働基準法」施行	
1948年 (昭和23年)	○「世界人権宣言」採択	○「児童福祉法」施行 ○「優生保護法」施行 ○「民法」改正	
1949年 (昭和24年)	○「人身売買及び他人の売春からの搾取に関する条約」採択	○「人権擁護委員法」施行	
1950年 (昭和25年)		○「身体障害者福祉法」施行 ○「精神衛生法」施行	
1951年 (昭和26年)	○「難民の地位に関する条約」採択	○「児童憲章」制定 ○「社会福祉事業法」施行	
1952年 (昭和27年)	○「婦人の参政権に関する条約」採択	○「外国人登録法」施行	
1955年 (昭和30年)		○「婦人の参政権に関する条約」批准	
1956年 (昭和31年)		○「国際連合」加入	
1958年 (昭和33年)	○「雇用及び職業についての差別待遇に関する条約(ILO第111号条約)」国際労働機関総会第42回会期採択	○「人身売買及び他人の売春からの搾取に関する条約」批准	
1959年 (昭和34年)	○「世界難民年(～1960年)」 ○「児童の権利に関する宣言」採択		
1960年 (昭和35年)	○「ユネスコ「教育における差別待遇の防止に関する条約」採択	○「障害者の雇用の促進等に関する法律」施行 ○「同和对策審議会」設置 ○「精神薄弱者福祉法」施行	○「岐阜県青少年保護育成条例」制定
1962年 (昭和37年)			○「岐阜県地方改善促進審議会設置条例」制定
1965年 (昭和40年)	○「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」(人種差別撤廃条約)採択	○「同和对策審議会答申」	
1966年 (昭和41年)	○「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」「市民的及び政治的権利に関する国際規約」並びにその「選択議定書」採択		○「岐阜県地方改善促進審議会」に諮問
1967年 (昭和42年)	○「難民の地位に関する議定書」採択 ○「女子に対するあらゆる差別の撤廃に関する宣言」採択		○「岐阜県地方改善事業推進協議会設置要綱」制定 ○「岐阜県地方改善促進審議会答申」
1968年 (昭和43年)	○「国際人権年」		
1969年 (昭和44年)		○「同和对策事業特別措置法」施行	○「岐阜県地方改善促進審議会」に諮問
1970年 (昭和45年)		○「心身障害者対策基本法」	○「岐阜県地方改善促進審議会答申」 ○「岐阜県同和对策事業長期基本計画」策定
1971年 (昭和46年)	○「精神遅滞者の権利宣言」採択 ○「人種差別と闘う国際年」 ○「精神薄弱者の権利宣言」採択	○「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」(高齢者雇用安定法)施行	
1972年 (昭和47年)			○「岐阜県同和对策事業長期基本計画」改定
1973年 (昭和48年)	○「第1次人種差別と闘う10年」(～1983年) ○「アパルトヘイト犯罪の禁止及び処罰に関する国際条約」		○民生部に「同和对策室」設置

年	国連等	国内	県内
1974年 (昭和49年)	○ユネスコ総会「国際理解、国際協力および国際平和のための教育ならびに人権および基本的自由についての教育に関する勧告」採択	○「勤労福祉婦人法」施行 ○「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(男女雇用機会均等法)施行	○「岐阜県同和教育基本方針」決定
1975年 (昭和50年)	○「国際婦人年」 ○「障害者の権利に関する宣言」採択 ○「国連女性のための10年」(1976~1985)の決議を採択 ○ILO「婦人労働者の機会及び待遇の均等を促進するための行動計画」採択		
1976年 (昭和51年)	○「国際婦人の10年」(~1985年)		
1977年 (昭和52年)		○「国内行動計画(女性に関する行政の課題及び施策)」策定	
1978年 (昭和53年)		○「同和对策事業特別措置法の一部を改正する法律」施行	
1979年 (昭和54年)	○「国際児童年」 ○「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」採択	○「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」「市民的及び政治的権利に関する国際規約」批准	
1980年 (昭和55年)	○「世界女性会議」(コペンハーゲン)		
1981年 (昭和56年)	○「国際障害者年」 ○国連総会「宗教または信念に基づくあらゆる形態の不寛容および差別の撤廃に関する宣言」採択 ○「国連・障害者の10年」(1983~1992)の決議を採択 ○ILO第156号条約(家族的責任平等条約)採択	○「障害者の日」設定 ○「難民の地位に関する条約」批准 ○「今後における同和関係施策について(同和对策協議会意見具申)」	
1982年 (昭和57年)	○「高齢者問題世界会議」(ウィーン)「高齢者問題国際行動計画」採択 ○「障害者に関する世界行動計画」採択 ○「国連障害者の10年」(1983~1992)の宣言	○「難民の地位に関する議定書」批准 ○「地域改善対策特別措置法」施行 ○「犯罪被害者等給付金支給法」施行	
1983年 (昭和58年)	○「世界コミュニケーション年」 ○「第2次人種差別と闘う10年」(~1993年) ○「障害者のための国連10年」(~1992年) ○「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」(ハーグ条約)発効		
1984年 (昭和59年)	○「拷問及びその他の残虐な、非人道的又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約」採択	○「今後における啓発活動のあり方について(地域改善対策協議会意見具申)」 ○「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」批准	
1985年 (昭和60年)	○「犯罪の被害者と権力乱用の被害者に関する司法の基本原則宣言」採択 ○「世界女性会議」(ナイロビ) ○ILO「雇用における男女の均等な機会及び待遇に関する決議」採択 ○「国際青少年年」	○「女子差別撤廃条約」締結	
1986年 (昭和61年)	○「国際平和年」	○「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律(男女雇用機会均等法)」施行 ○「地域改善対策協議会基本問題検討部会報告書」 ○「今後における地域改善対策について(地域改善対策協議会意見具申)」 ○「今後の地域改善対策に関する大綱」	○「岐阜県婦人行動計画」策定
1987年 (昭和62年)		○「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」施行 ○「精神衛生法」から「精神保健法」へ改正	

年	国連等	国内	県内
1989年 (平成元年)	○「児童の権利に関する条約」採択 ○「市民的及び政治的権利に関する国際規約の第2選択議定書(死刑廃止)」採択	○「後天性免疫不全症候群の予防に関する法律(エイズ予防法)」施行 ○「高齢者保健福祉十カ年戦略(ゴールドプラン)」策定	
1990年 (平成2年)	○「国際識字年」 ○「すべての移住労働者及びその家族の権利保護に関する国際条約」採択	○「保育所保育指針」策定	
1991年 (平成3年)	○「高齢者のための国連原則」採択	○「今後の地域改善対策について(地域改善対策協議会意見具申)」 ○「今後の地域改善対策に関する大綱」 ○「新国内行動計画」第一次改定	
1992年 (平成4年)	○1999年を「国際高齢者年」に決議 ○アジア太平洋障害者の10年(1992～2002)	○「地对財特法」一部改正	○「岐阜県同和問題啓発連絡協議会」設置
1993年 (平成5年)	○「世界の先住民の国際年(国際先住民年)」 ○世界人権会議「ウィーン宣言及び行動計画」採択 ○「世界の先住民の国際年の10年」(1994～2003)の決議を採択 ○ESCAP「アジア太平洋障害者の10年行動課題」決定(1993～2002) ○「障害者機会均等化基準原則」決議 ○ユネスコ「人権と民主主義のための教育に関する世界行動計画」採択 ○「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択 ○「第3次人種主義および人種差別と闘う10年」(1993～2003)	○障害者対策推進本部「障害者対策に関する新長期計画」策定 ○「心身障害者対策基本法」を「障害者基本法」に改正・施行	○「岐阜県老人保健福祉計画」策定
1994年 (平成6年)	○「国際家族年」 ○「国連人権高等弁務官」創設 ○「人権教育のための国連10年」(1995～2004)の決議を採択 ○「国連人権教育の10年(1995～2005)行動計画」採択 ○「世界の先住民の国際年」(1994～2004)	○「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」批准 ○「学校における同和教育指導資料(文部省)」発行 ○「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(ハートビル法)」施行 ○「新ゴールドプラン(高齢者保健福祉計画)」改定	○「女と男のはあもにいプランーぎふ女性行動計画」策定
1995年 (平成7年)	○「国際寛容年」 ○「第4回世界女性会議」で「北京宣言及び行動綱領」採択	○「精神保健法」から「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」へ改正 ○「ILO第156号条約」批准 ○「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」批准 ○「人権教育のための国連10年推進本部」設置 ○「高齢社会対策基本法」施行 ○「障害者対策推進本部「障害者プラン(ノーマライゼーション7ヶ年戦略)」策定 ○「人種差別撤廃条約」批准	○「岐阜県障害者基本計画」策定
1996年 (平成8年)	○「貧困根絶のための国際年」	○「らい予防法の廃止に関する法律」施行 ○「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の在り方について(地域改善対策協議会意見具申)」 ○「同和問題の早期解決に向けた今後の方策について(閣議決定)」 ○男女共同参画推進本部「男女共同参画2000年プラン」策定 ○「高齢社会対策大綱」策定	○「ぎふ子どもいきいき夢プラン(岐阜県子育て支援計画)」策定
1997年 (平成9年)	○「第1次貧困根絶のための国連10年」(～2006年)	○「人権擁護施策推進法」施行 ○「人権擁護推進審議会」設置 ○「地对財特法」一部改正 ○「男女共同参画審議会設置法」施行 ○「男女雇用機会均等法」改正 ○「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」施行・「北海道旧土人保護法」廃止 ○「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」のとりまとめ	○「岐阜県国際協力推進プラン」策定 ○「岐阜県同和行政基本方針」策定

年	国連等	国内	県内
1998年 (平成10年)		<ul style="list-style-type: none"> ○60歳以上定年制義務化(「高齢者等の雇用の安定等に関する法律(高齢者雇用安定法)」一部改正) ○障害者雇用率(1.8%)の設定(「障害者の雇用の促進等に関する法律(障害者雇用促進法)」一部改正) ○「特定非営利活動促進法」施行 ○「精神薄弱者福祉法」から「知的障害者福祉法」へ改正 	<ul style="list-style-type: none"> ○「岐阜県障害者プラン」策定 ○「岐阜県福祉のまちづくり条例」制定 ○「岐阜県人権啓発活動連絡協議会」設置
1999年 (平成11年)	<ul style="list-style-type: none"> ○「国際高齢者年」 ○「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の選択議定書」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ○「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症新法)」施行・「エイズ予防法」廃止 ○「精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律(精神薄弱者からの知的障害者への用語改正)」施行 ○「男女共同参画社会基本法」施行 ○「拷問及びその他の残虐な、非人道的又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約」批准 ○人権擁護推進審議会「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」答申 ○「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」公表 ○「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(児童買春、児童ポルノ禁止法)」施行 ○「ゴールドプラン21」策定 ○「改正高齢社会対策基本法」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ○「岐阜県男女共同参画プラン」策定 ○「岐阜県人権啓発活動ネットワーク協議会」設置
2000年 (平成12年)	<ul style="list-style-type: none"> ○「国際感謝年」 ○「平和と文化のための国際年」 ○「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」「児童買春、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」採択 ○「女性2000年会議」で「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」採択 ○「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約(国際組織犯罪防止条約)」採択 ○「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人(特に女性及び児童)の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書(国際組織犯罪防止条約人身取引議定書)」採択 ○「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する陸路、海路及び空路により移民を密入国させることの防止に関する議定書(国際組織犯罪防止条約密入国議定書)」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ○「成年後見制度等に関する民法の一部を改正する法律」等施行 ○指紋押捺制度全廃(「外国人登録法」一部改正) ○「民事法律扶助法」施行 ○「刑事訴訟及び検察審査会法の一部を改正する法律」「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」施行 ○「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(交通バリアフリー法)」施行 ○「児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)」施行 ○「ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー規制法)」施行 ○「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」施行 ○「任意後見契約に関する法律」施行 ○「刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律」 ○「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」施行 ○人権擁護推進審議会「人権救済制度の在り方に関する中間取りまとめ」公表 ○「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行 ○「男女共同参画基本計画」策定 ○「社会福祉事業法」から「社会福祉法」へ改正 ○「人権擁護推進審議会答申(人権教育・啓発の在り方)」 	<ul style="list-style-type: none"> ○「同和对策課」から「人権同和对策課」へ改称 ○「岐阜県人権啓発センター」設置 ○「岐阜県生涯安心計画」策定 ○「岐阜県青少年育成アクションプラン」策定

年	国連等	国内	県内
2001年 (平成13年)	<ul style="list-style-type: none"> ○「人種主義、人種差別、排外主義、不寛容に反対する動員の国際年」 ○「人種主義、人種差別、外国人排斥及び関連のある不寛容に反対する世界会議」 ○「第2次植民地撤廃のための国際の10年」(2001～2010) ○「世界の子どもたちのための平和の文化と非暴力のための国際の10年」(2001～2010) 	<ul style="list-style-type: none"> ○人権擁護推進審議会「人権救済制度の在り方」答申 ○「雇用対策法」改正・施行 ○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 ○「第2回児童の商業的性的搾取に反対する世界会議」開催(横浜) ○「人権教育・啓発に関する基本計画(中間とりまとめ)」公表 ○「新しい高齢社会対策大綱」策定 ○人権擁護推進審議会「人権擁護委員制度の改革について(諮問第2号に対する追加答申)」答申 ○「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」施行 ○「改正犯罪被害者等給付金等に関する法律」施行 ○「改正アイヌ文化振興法」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ○「岐阜県地方改善促進審議会」に諮問 ○「岐阜県地方改善促進審議会答申」 ○「岐阜県人権同和教育基本方針」決定
2002年 (平成14年)	<ul style="list-style-type: none"> ○「拷問及びその他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する選択議定書」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ○「人権教育・啓発に関する基本計画」閣議決定 ○「平和の文化国際年」 ○「児童の武力紛争への参加に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」署名 ○「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書(仮称)」批准 ○「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダー責任法)」施行 ○「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」施行 ○「身体障害者補助犬法」施行(第9条の規定は2003年10月1日施行) ○「障害者基本計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ○「人権宣言」県議会決議 ○「岐阜県同和教育啓発連絡協議会」から「岐阜県人権・同和教育啓発連絡協議会」へ改称 ○「岐阜県人権同和教育基本方針」決定
2003年 (平成15年)	<ul style="list-style-type: none"> ○「国際識字の10年」(2003～2012) ○「第2次アジア太平洋の障害者の10年」(2003～2012) 	<ul style="list-style-type: none"> ○「個人情報の保護に関する法律」施行 ○「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」施行 ○「次世代育成支援対策推進法」施行 ○「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」施行 ○「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」施行 ○「裁判の迅速化に関する法律」施行 ○「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」施行 ○「少子化社会対策基本法」施行 ○「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(出会い系サイト規制法)」施行 ○「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ○「岐阜県人権施策推進指針」策定 ○「青少年保護育成条例」を「青少年健全育成条例」に改称 ○「岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例」施行 ○「岐阜県人権・同和教育啓発連絡協議会」から「岐阜県人権啓発連絡協議会」へ改称 ○「岐阜県人権啓発活動連絡協議会」から「岐阜県人権施策推進連絡協議会」へ改称 ○「岐阜県新・生涯安心計画」策定 ○「岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例」施行
2004年 (平成16年)	<ul style="list-style-type: none"> ○「奴隷制との闘争とその廃止を記念する国際年」 ○「人権教育のための世界プログラム」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ○「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(裁判員法)」公布 ○「人権教育の指導方法等の在り方について(第1次とりまとめ)」 ○「公益通報者保護法」公布 ○「外国人登録法」改正 ○「犯罪被害者等基本法」公布 ○「発達障害者支援法」公布 ○「改正DV防止法」施行 ○「改正障害者基本法」施行 ○「改正児童虐待防止法」施行 ○「改正児童買春・児童ポルノ禁止法」施行 ○「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ○「岐阜県男女共同参画計画」策定 ○「岐阜県障害者支援プラン」策定 ○「人権同和对策課」から「人権施策推進室」に改称

年	国連等	国内	県内
2005年 (平成 17年)	<ul style="list-style-type: none"> ○「国連持続可能な開発のための教育の 10 年」(2005～2014) ○「第 2 次世界の先住民の国際の 10 年」(2005～2014) ○『命のための水』国際の 10 年」(2005～2015) ○「生命倫理と人権に関する世界宣言」ユネスコ総会で採択 	<ul style="list-style-type: none"> ○「障害者自立支援法」公布 ○「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」公布 ○「犯罪被害者等基本法」施行 ○「発達障害者支援法」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ○「岐阜県青少年健全育成条例」改正 ○「岐阜県人権啓発連絡協議会」から「岐阜県人権懇話会」へ改称
2006年 (平成 18年)	<ul style="list-style-type: none"> ○「人権委員会」を「国連人権理事会」に改組 ○「障害のある人の権利に関する条約」採択 ○「障害のある人の権利に関する条約の選択議定書」採択 ○「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約(強制的失踪防止条約)」採択 ○「砂漠と砂漠化に関する国際年」 ○「人権理事会創設」決議 	<ul style="list-style-type: none"> ○「人権教育の指導方法等の在り方について(第2次とりまとめ)」 ○日本、「国連人権理事会」の理事国に当選 ○「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」公布 ○改正「教育基本法」公布・施行 ○「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー新法)施行 ○「高齢者虐待防止法」施行 ○「障害者自立支援法」施行 ○「自殺対策基本法」施行 ○「改正障害者雇用促進法」施行 ○「日本司法支援センター(法テラス)」業務開始 ○「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ○「岐阜県配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定 ○「岐阜県障害福祉計画」策定 ○「人権施策推進室」から「人権施策推進課」に改称 ○「岐阜県青少年健全育成計画」策定 ○「ひびきあいの日」設置 ○「岐阜県高齢者安心計画(第3期)」策定 ○「人権施策推進室」から「人権施策推進課」に改称
2007年 (平成 19年)	<ul style="list-style-type: none"> ○「先住民族の権利に関する国連宣言」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ○「強制的失踪防止条約」(日本政府、2007年2月6日署名) ○「日本国憲法の改正手続に関する法律(国民投票法)」公布 ○「児童虐待防止法改正法」成立 ○「少年法改正法」成立 ○「障害のある人の権利に関する条約」(日本政府、2007年9月28日署名) ○「改正男女雇用機会均等法」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ○「岐阜県多文化共生基本方針」策定 ○「安心して子どもを生み育てることができる岐阜県づくり条例」施行
2008年 (平成 20年)	<ul style="list-style-type: none"> ○国連人権理事会「アイヌ民族との対話」勧告 ○国連人権理事会改選で日本再選 ○国連人権理事会「ハンセン病差別撤廃決議」採択 ○「第2次国連貧困根絶のための 10 年」 	<ul style="list-style-type: none"> ○「人権教育の指導方法等の在り方について(第3次とりまとめ)」 ○「実践編」「個別的な人権課題に対する取組」 ○「犯罪被害者等給付金支給法改正法」成立 ○「改正出会い系サイト規制法」成立 ○「アイヌ民族は先住民族」国会決議、衆参両院本会議で全会一致で採択 ○「性同一性障害者特例法改正法」成立 ○「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」成立 ○「少年法改正法」成立 ○「改正DV防止法」施行 ○「改正児童虐待防止法」施行 ○「改正児童福祉法」施行 ○「改正老人福祉法」施行 ○「更生保護法」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ○「岐阜県人権施策推進指針(第一次改定)」策定
2009年 (平成 21年)	<ul style="list-style-type: none"> ○「国際和解年」 	<ul style="list-style-type: none"> ○「改正児童福祉法」施行 ○「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」(青少年インターネット環境整備法)施行 ○「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ○「第2期岐阜県障害福祉計画」策定 ○「岐阜県高齢者安心計画(第4期)」策定 ○「岐阜県男女共同参画計画(第2次)」策定 ○「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(第2次)」策定
2010年 (平成 22年)	<ul style="list-style-type: none"> ○第 54 回女性の地位委員会「北京+15」 ○「文化の和解のための国際年」 ○第 65 回国連総会本会議において「ハンセン病差別撤廃決議」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ○「第3次男女共同参画基本計画」策定 ○「子ども・若者育成支援推進法」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ○「第2期岐阜県障害者支援プラン」策定
2011年 (平成 23年)	<ul style="list-style-type: none"> ○「人権教育及び研修に関する国連宣言」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ○「人権教育・啓発に関する基本計画」の一部変更 	<ul style="list-style-type: none"> ○「第3期岐阜県障害福祉計画」策定 ○「第2次岐阜県青少年健全育成計画」策定 ○「岐阜県人権教育基本方針」決定

年	国連等	国内	県内
2012年 (平成24年)		<ul style="list-style-type: none"> ○「改正児童福祉法」施行 ○「改正ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」施行 ○「外国人登録法」廃止、「入管法」・「住民基本台帳法」改正 ○「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(障害者虐待防止法) 	<ul style="list-style-type: none"> ○「岐阜県高齢者安心計画(第5期)」策定 ○「岐阜県多文化共生推進基本方針」改定
2013年 (平成25年)	○第3次アジア太平洋障害者の10年(2013～2022)	<ul style="list-style-type: none"> ○「いじめ防止対策推進法」制定 ○「障害者総合支援法」施行 	○「岐阜県人権施策推進指針(第二次改定)」策定
2014年 (平成26年)		<ul style="list-style-type: none"> ○「障害者の権利に関する条約」批准 ○「子どもの貧困対策の推進に関する法律(子どもの貧困対策法)」施行 ○「改正配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)施行 ○「改正児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」(児童買春・児童ポルノ禁止法)施行、題名変更 ○「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」(リベンジポルノ法)施行 ○「障害者権利条約」締結 ○「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ○「岐阜県男女共同参画計画(第3次)」策定 ○「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(第3次)」策定
2015年 (平成27年)	○「人権教育のための世界計画」第三段階に移行	<ul style="list-style-type: none"> ○「子ども・子育て支援法」施行 ○「女性の職業生活における活躍の推進の推進に関する法律」(女性活躍推進法)一部施行 ○「生活困窮者自立支援法」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ○「第3次岐阜県少子化対策基本計画」策定 ○「岐阜県ひとり親家庭等自立促進計画(第3期計画)」策定 ○「岐阜県高齢者安心計画(第6期)」策定 ○「岐阜県障害者総合支援プラン」策定
2016年 (平成28年)		<ul style="list-style-type: none"> ○「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)施行 ○「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)全面施行 ○「改正障害者雇用促進法」施行 ○「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行 ○「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ対策法)施行 ○「改正発達障害者支援法」施行 ○「部落差別の解消の推進に関する法律」(部落差別解消法)施行 ○「再犯防止等の推進に関する法律」施行 	○「岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例」施行

5 関連法規等

世界人権宣言

1948年12月10日
第3回国際連合総会 採択

前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、国際連合の諸国民は、国際連合憲章において基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもつとも重要であるので、よって、ここに、国際連合総会は、社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当って、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を科せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。

2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意思及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべての人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべての人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならない。また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に依りて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他の不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であるか否かを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第 27 条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第 28 条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第 29 条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中であってのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当つては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として、法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第 30 条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

日本国憲法(抄)

昭和21年11月3日公布

昭和22年5月3日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであって、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第3章 国民の権利及び義務

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第 19 条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第 20 条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第 21 条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第 22 条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第 23 条 学問の自由は、これを保障する。

第 24 条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第 25 条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第 26 条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第 27 条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

第 10 章 最高法規

第 97 条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成 12 年 11 月 29 日制定

平成 12 年 12 月 6 日施行

(目 的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定 義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期目)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

6 用語解説

あ行

アイヌの人々

主に北海道に居住している先住民族のこと。

アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律 (アイヌ新法)

アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統及びアイヌ文化が置かれている状況にかんがみ、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する国民に対する知識の普及及び啓発を図るための施策を推進することにより、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図り、あわせて我が国の多様な文化の発展に寄与することを目的とした法律です。(平成9年7月施行)

あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約 (人種差別撤廃条約)

締結国が人権及び基本的自由の十分かつ平等な享有(生まれながらに持っていること)を確保するため、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策及びあらゆる人種間の理解を促進する政策をすべての適当な方法により遅滞なくすること等を内容とした条約で、1965年(昭和40年)の国連総会で採択されました。(平成7年12月批准)

いじめ防止対策推進法

いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とした法律です。(平成25年9月施行)

H I V (エイズウイルス)

ヒト免疫不全ウイルス。H I Vは、感染者の血液、精液、膣分泌液、母乳の中に存在し、性行為、母子感染、麻薬のうちまわしなどの血液感染によって感染します。免疫機能を担うリンパ球に入り込み、免疫細胞を壊しながら増殖していき、そして、免疫力が低下すると様々な感染症や悪性腫瘍にかかりやすくなります。

えせ同和行為

同和問題は怖い問題であり避けた方がよいとの誤った意識に乗じて、あたかも同和問題の解決に努力しているかのように装い、同和の名の下に様々な不当な利益や義務なきことを要求する行為をいいます。えせ同和行為は、これまで同和問題の解決に真摯に取り組んできた人々や同和関係者に対するイメージを損ねるばかりでなく、これまで培われてきた教育や啓発の効果を覆し、同和問題に対する誤った意識を植え付けるという悪影響を生じさせるなど、問題解決の大きな阻害要因となっており、毅然たる態度で対処することが望まれます。

エンパワーメント

力をつけることを意味します。個人が政治・経済・社会・家庭など社会のあらゆる分野で、自分で意志決定し、行動できる能力を身につけることが重要であるという考え方です。

LGBT

性の在り方が典型的な男女間のそれとは異なる人々の総称。女性同性愛者（レズビアン）、男性同性愛者（ゲイ）、両性愛者（バイセクシャル）、自らの性同一性に違和感を感じている者（トランスジェンダー）、をそれぞれ頭文字で示したものの。

か行

北朝鮮人権侵害問題啓発週間

北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、平成 18 年 6 月に、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、国及び地方公共団体の責務等が定められるとともに、毎年 12 月 10 日から 16 日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされました。

岐阜県人権啓発活動ネットワーク協議会

岐阜地方法務局、岐阜県人権擁護委員連合会、岐阜市、岐阜県で構成された、人権啓発活動を行う組織をいいます。また、岐阜地方法務局および各支局とその管轄の市町村で構成された「人権啓発活動地域ネットワーク協議会」も設置されています。

岐阜県人権啓発センター（TEL 058-272-8252）

2000 年（平成 12 年）4 月に、女性・子ども・高齢者・障がい者などの人権に関する問題の解決を図るために設置された機関で、人権啓発出前講座、人権相談、人権啓発ビデオ等の貸出し、人権関係の情報収集など総合的かつ効果的に県民の人権意識の高揚を推進するための各種啓発活動を行っています。

岐阜県人権懇話会

平成 17 年 5 月に、「県民一人ひとりの人権が最大限尊重された日常生活を送ることができる社会」を目指すために、人権に係る有識者から様々な角度から、県が取り組むべき人権施策の推進方法について、意見をいただくために設置した機関です。

基本的人権

すべての人間が人間であるかぎりにおいてもっている権利。

共生社会

障がいの有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重しあう社会のことをいいます。

グローバル化

政治・経済、文化など、様々な側面において、従来の国家・地域の垣根を越え、地球規模で資本や情報のやり取りが行われること。

権利擁護

自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症（痴呆）の高齢者、障害者の権利などを守ることであります。

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）

高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とした法律です。（平成 18 年 4 月施行）

高齢社会対策基本法

我が国における急速な高齢化の進展が経済社会の変化と相まって、国民生活に広範な影響を及ぼしている状況にかんがみ、高齢化の進展に適切に対処するための施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、高齢社会対策の基本となる事項を定めること等により、高齢社会対策を総合的に推進し、もって経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上を図ることを目的とした法律です。（平成 7 年 12 月施行）

国際人権規約

①「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約又はA規約）」、②「市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約又はB規約）」、③自由権規約の議定書から成り立つものです。我が国は、①及び②の2つの規約について、1979年（昭和54年）6月に締結しています。

国民の責務

国民に対して一定の知識又は行動を求めるとともに、国及び地方公共団体が行う施策に協力することを求めること。

子どもの貧困対策の推進に関する法律（子どもの貧困対策法）

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とした法律です。（平成26年1月施行）

個人情報保護法

正式には「個人情報の保護に関する法律」で、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とした法律です。（平成15年5月施行）

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律

法の下での平等を保障する日本国憲法の理念にのっとり、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とした法律です。（昭和47年7月施行）

さ行

ジェンダー

人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」（ジェンダー／gender）といいます。「社会的性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

次世代育成支援対策推進法

我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とした法律です。（平成 17 年 4 月施行）

児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）

児童虐待が児童の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えることにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進することを目的とした法律です。（平成 12 年 11 月施行）

児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）の改正

平成 16 年 4 月に、①通告義務を「虐待を受けたと思われる子ども」にまで拡大、②定義を DV による心理的外傷にまで拡大、③児童相談所と警察の連携強化、④虐待を「著しい人権侵害」とし、被虐待児の自立支援を明記、⑤通告先は市町村、都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所等が改正されました。

平成 20 年 4 月に、①児童の安全確認等のための立入調査等の強化、②保護者に対する面会・通信等の制限の強化、③保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化等が改正されました。

児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

1989 年に国連で採択され、①児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障がい、出生または他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する、②児童がその父母、法定保護者又は家族の構成員の地位、活動、表明した意見又は信念によるあらゆる形態の差別または処罰から保護されることを確保するためのすべての適当な措置をとることが盛り込まれています。わが国は、平成 6 年（1994 年）4 月に批准しています。

児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律

（児童買春・児童ポルノ処罰法）

児童に対する性的搾取及び性的虐待が児童の権利を著しく侵害することの重大性にかんがみ、児童買春、児童ポルノに係る行為等を処罰するとともに、これらの行為等により心身に有害な影響を受けた児童の保護のための措置等を定めることにより、児童の権利の擁護に資することを目的とした法律です。（平成 11 年 11 月施行）

児童福祉法

児童の福祉を担当する公的機関の組織や、各種施設及び事業に関する基本原則を規定した法律です。その中には、①児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ、育成されるよう努めなければならない、②すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない、③国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負うことが盛り込まれています。なお、平成 16 年 12 月、平成 23 年 12 月に一部改正されました。（昭和 23 年 1 月施行）

障害者基本計画

国の策定した障がい者の福祉に関する施策及び障がいの予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、誰もが相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現をめざすことを基本的な考え方とした障がい者施策に関する基本的な計画です。（平成 15 年度から平成 24 年度の 10 年間の計画）

障害者基本法の一部改正

障がい者を取り巻く社会経済情勢の変化等に対応し、障がい者の自立と社会参加の一層の促進を図るため、基本的理念として障がい者に対して障がいを理由として差別その他の権利利益を侵害する行為をしてはならない旨を規定し、都道府県及び市町村に障がい者のための施策に関する基本的な計画の策定を義務付け、中央障害者施策推進協議会を創設する等が改正されました。（昭和 45 年 5 月施行 平成 16 年 6 月一部改正）

障害者雇用促進法の一部改正

障がい者の就業機会の拡大をめざすため、①精神障がい者に対する雇用対策の強化、②在宅就業障がい者に対する支援、③障がい者福祉施策との有機的な連携等が改正され、平成 18 年 4 月に施行されました。

障害者自立支援法

障がい者及び障がい児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障がい者及び障がい児の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とした法律です。（平成 18 年 4 月施行）

障害者の虐待、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止等に関する国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による障害者虐待の防止に資する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とした法律です。（平成 23 年 6 月施行）

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的な権利を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とした法律です。（平成 28 年 4 月施行）

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）

あらゆる領域における女性の差別撤廃を目的として、1979 年（昭和 54 年）の国連総会で採択された条約です。この条約では、国が正しい形で発展するために、また、世界の福祉・平和を築き上げるために、女性が男性と平等の条件であらゆる分野に最大限参加することが必要であると、そのための必要な措置が示されています。特に、社会及び家庭における男性の伝統的役割及び女性の役割を変更することが、男女の平等の達成のために必要であると強調されています。（昭和 60 年 6 月批准）

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍することが一層重要となっていることに鑑み、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とした法律です。（平成 27 年 9 月施行）

人権感覚

国の「人権教育・啓発に関する基本計画」(平成23年4月1日閣議決定(変更))第4章で、「日常生活の中で人権上問題のあるような出来事に接した際に、直感的にその出来事がおかしいと思う感性や、日常生活の中で、人権尊重を基本においた行動が無意識のうちに、その態度や行動に現れるような感覚」を「人権感覚」と言っています。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とした法律です。(平成12年12月施行)

人権施策

人権に関する実行すべき計画のこと。

人権尊重

自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合うこと。

人身取引(トラフィッキング)

「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人、特に女性及び児童の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」第3条(a)において、「人身取引」とは、搾取の目的で、暴力その他の形態の強制力による脅迫若しくはその行為、誘拐、詐欺、欺もう、権力の濫用若しくはぜい弱な立場に乗ずること又は他の者を支配下に置く者の同意を得る目的で行われる金銭若しくは利益の授受の手段を用いて、人を獲得し、輸送し、引き渡し、蔵匿し、又は収受することをいいます。搾取には、少なくとも、他の者を売春させて搾取することその他の形態の性的搾取、強制的な労働若しくは役務の提供、奴隷化若しくはこれに類する行為、隷属又は臓器の摘出を含める。」と定義されています。

身体障害者福祉法

身体障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、身体障害者を援助し、及び必要に応じて保護し、もって身体障害者の福祉の増進を図ることを目的とした法律です。(昭和24年12月)

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

精神障害者の医療及び保護を行い、その社会復帰の促進及びその自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行い、並びにその発生の予防その他国民の精神的健康の保持及び増進に努めることによって、精神障害者の福祉の増進及び国民の精神保健の向上を図ることを目的とした法律です。(昭和 25 年 5 月施行)

ストーカー行為

同一の者に対して、一方的に好意を寄せたり、交際を断られて恨みを持つなど、好意の感情やそれが満たされなかったことに対する怨念の感情を前提として行われる行為で、つきまとい等、身体の安全、住居等の平穏や名誉を害し、不安を覚えさせるような行為を反復することをいいます。

ストーカー行為等の規則等に関する法律

ストーカー行為を処罰する等ストーカー行為等について必要な規制を行うとともに、その相手方に対する援助の措置等を定めることにより、個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止し、あわせて国民の生活の安全と平穏に資することを目的とした法律です。(平成 12 年 5 月施行)

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律

性同一性障がい者のうち特定の条件を満たす者に対して、家庭裁判所の審判を経ることによって法令上の性別の取り扱いを性自認に合致するものに変更することを認め、戸籍上の性別記載を変更できるものとした法律です。(平成 16 年 7 月施行)

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境整備等に関する法律

インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通している状況に鑑み、青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得に必要な措置を講ずるとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの性能の向上及び利用の普及その他の青少年がインターネットを利用して青少年有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくするための措置等を講ずることにより、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにして、青少年の権利の擁護に資することを目的とした法律です。(平成 20 年 6 月施行)

成年後見制度

認知症の高齢者や知的・精神障がいのある人など判断能力が十分でない成人を支援するための法律上の制度をいいます。民法上では、従来、禁治産、準禁治産という 2 つの類型が設けられていましたが、平成 12 年の民法の改正により、軽度の認知症等に対応する補助類型や任意後見制度などが創設されました。

成年後見制度の利用の促進に関する法律

認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進委員会を設置すること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした法律です。（平成 28 年 4 月施行）

世界人権宣言

昭和 23 年（1948 年）12 月国連総会において採択された国際的な人権宣言をいいます。市民的・政治的自由のほか経済的・社会的な権利について、各国が達成すべき基準を定めています。なお、採択された 12 月 10 日は、「人権デー」とされ、わが国では、12 月 4 日から 12 月 10 日までの 1 週間を「人権週間」として定め、人権思想の普及高揚のための啓発活動を全国的に展開しています。

セクシュアル・ハラスメント（性的ないやがらせ）

身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的な噂の流布、衆目にふれる場所でのわいせつな写真等の掲示、性的な冗談やからかいなど、相手の意に反した性的な言動で相手を不快にさせる様々の行為をいいます。

た行

男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成に関する基本理念として、①男女の人権の尊重、②社会における制度または慣行についての配慮、③政策等の立案及び決定への共同参画、④家庭生活における活動と他の活動の両立、⑤国際的協調という 5 つの理念を定め、この基本理念にのっとり、国や地方公共団体は男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を策定・実施すること、国民は男女共同参画社会の形成に努めることという、それぞれの責務を明らかにしています。（平成 11 年 6 月施行）

知的障害者福祉法

知的障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、知的障害者を援助するとともに必要な保護を行い、もって知的障害者の福祉を図ることを目的とした法律です。（昭和 35 年 3 月施行）

同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的なあり方について（意見具申）

平成 8 年に地域改善対策協議会「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」が出され、人権教育の一環として同和教育の推進が示されました。

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律 （プロバイダ責任制限法）

この法律は、特定電気通信（不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信の送信）による情報の流通によって権利の侵害があった場合について、特定電気通信役務提供者（特定電気通信設備（特定電気通信の用に供される電気通信設備）を用いて他人の通信を媒介し、その他特定電気通信設備を他人の通信の用に供する者）の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示を請求する権利につき定めるものとします。

①損害賠償責任の制限、②発信者情報の開示、の2点を規定しており、特定個人の民事上の権利侵害があった場合を対象とします。（平成 14 年 5 月施行）

ドメスティック・バイオレンス

夫婦や恋人など親密な間柄にある男女間において、主として男性から女性に加えられる身体的、精神的、性的な暴力をいいます。殴る、蹴るといった物理的な暴力だけでなく、脅し、ののしり、無視、行動の制限・強制、苦痛を与えることなども含まれた概念をいいます。

な行

二次的被害

事件に遭ったことによる精神的ショックや身体の不調や捜査や裁判の過程における精神的、時間的負担、周囲の人々の無責任なうわさ話やマスコミの行き過ぎた取材・報道によるストレスや不安感などによる被害のことです。

ノーマライゼーション

障がいのある人や高齢者など、社会的に不利を負いやすい人たちを施設などに隔離せず、あるがままの姿で同等の権利を享受し、生活することが当然とする考え方をいいます。

は行

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

人権の擁護と男女平等の実現を図るため、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とした法律です。（平成 13 年 10 月施行）

発達障害者支援法

発達障がい者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障がいの症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることにかんがみ、発達障がいを早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障がい者への支援、発達障がい者の就労の支援、発達障害者支援センターの指定等について定めることにより、発達障がい者の自立及び社会参加に資するようその生活全般にわたる支援を図り、もってその福祉の増進に寄与すること目的とした法律です。（平成 17 年 4 月施行）

バリアフリー

もともとは建築用語で、建物内の段差解消等物理的障壁の除去という意味ではありますが、より広く、障がい者や高齢者等の社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味で用いられています。

犯罪被害者等基本法

犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とした法律です。（平成 17 年 4 月施行）

ハンセン病

明治 6 年（1873 年）にノルウェーのハンセン博士により発見された「らい菌」による慢性の細菌性感染症です。しかし、感染力は極めて弱く、仮に発病した場合でも治療方法が確立された現在では、早期発見、早期治療により短期間で治癒する病気です。

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（ハンセン病問題基本法）

国によるハンセン病の患者に対する隔離政策に起因して生じた問題であって、ハンセン病の患者であった者等の福祉の増進、名誉の回復等に関し現在もなお存在するものの解決の促進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、ハンセン病問題の解決の促進に関し必要な事項を定めとした法律です。（平成 21 年 4 月施行）

ピアカウンセリング手法

自分自身の経験や体験をもとに、障がいを持つ仲間（Peer）同士が話を聞きあい助言しあう活動方法をいいます。

部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消法）

現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とした法律です。（成 28 年 12 月施行）

プロバイダ

インターネット接続用の通信回線を提供する業者で、電子メールやホームページなどのインターネットのサービスを利用するには、専用線や電話回線を通じてインターネット回線に接続する必要があり、その橋渡しをしてくれるのがプロバイダです。

ヘイトスピーチ

特定の対象（人物や集団）に対する敵意や憎悪を、過激な表現を用いて直接に示す言動の総称。

ボーダレス化

国境を越えて世界規模に広がり、国籍が意味をなさないほど活動の場が国際的に広がっている現象のこと。

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（ホームレス支援法）

自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた者が多数存在し、健康で文化的な生活を送ることができないでいるとともに、地域社会とのあつれきが生じつつある現状にかんがみ、ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、必要な施策を講ずることにより、ホームレスに関する問題の解決に資することを目的とした法律です。（平成 28 年 6 月施行）

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ対策法）

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とした法律です。（平成 14 年 8 月施行）

や行

ユニバーサルデザイン

年齢、性別、身体、国籍など人々が持つ様々な特性の違いを越えて、はじめからできるだけすべての人が利用しやすいように配慮して、施設、建物、製品、環境、行事等をデザイン（計画・実施）していこうとする考え方をいいます。

よく生き合う

このことばは、「相手とまっすぐに向き合う」「呼べば答える『呼応の関係』」という考え方を表します。人はひとりで生きているのではありません。生き合う中で生きる力をもらっているということです。

ら行

らい予防の廃止に関する法律

この法律は、「らい予防法」を廃止することとともに、現在、「らい予防法」に基づいて、国立ハンセン病療養所に入所している方々等に対して行われている医療及び福祉は、「らい予防法」廃止後も継続することとされています。（平成8年施行）

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

女性の性と生殖に関する健康と権利のことです。女性の健康を妊娠・出産にまつわるもののみととらえるのではなく、また、単に病気がないという状態のみではなく、女性自身の全生涯を通じた身体と性の健康が、身体的・精神的・社会的に完全に良好な状態であることをさします。安全な出産調整と自己決定の確立が重要だとされています。

わ行

ワーク・ライフ・バランス

ワーク・ライフ・バランス（Work Life Balance）は、1980年代から米国で始まった、従業員がやりがいのある仕事と、充実した私生活を両立できるようにする企業の取り組みのことをいいます。働く母親はもちろん、全ての従業員を対象としています。企業は、育児・介護への援助制度をはじめ、柔軟で多様な就業形態や労働時間の導入などを行うことで、すべての従業員の仕事と生活の調和に関する要望に応えながら、優秀な人材の確保と定着、生産性、業績の向上等をめざすことができます。

美濃市人権施策推進指針 (第3次)

平成 29 年 3 月

編集：美濃市民生部健康福祉課

〒501-3792 岐阜県美濃市 1350 番地

TEL : 0575-33-1122 FAX : 0575-35-1997

E-mail : kenkoufukushi_260@city.mino.lg.jp